

(案)
第4次磐田市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(令和5年度～令和8年度)

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり
～安心できるまち 磐田～



磐田市・社会福祉法人磐田市社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	5
5 地域福祉活動を推進するための「地域」（圏域）の考え方.....	6
6 計画の策定体制.....	7
第2章 磐田市の地域福祉を取り巻く現状	9
1 統計からみる現状.....	9
2 市民アンケート調査からみる現状.....	13
3 地域福祉懇談会からみる現状.....	18
4 地域団体懇談会からみる現状.....	21
5 福祉専門機関からみる現状.....	22
6 地域福祉の主な課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念.....	25
2 計画の基本目標.....	26
3 計画の体系.....	27
第4章 施策の展開	28
基本目標1 地域福祉を担う人づくり	
施策の方針1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進.....	28
施策の方針2 生きがいづくりと社会参加の促進.....	30
施策の方針3 地域活動・ボランティア活動人材の育成.....	33
基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり	
施策の方針1 地域でふれあい、交流できる場づくり.....	36
施策の方針2 地域での見守り体制づくり.....	38
施策の方針3 地域での支え合いのネットワークづくり.....	41
基本目標3 自立した生活を送れる支援体制づくり	
施策の方針1 包括的な生活を送れる支援体制づくり.....	43
施策の方針2 自立を支える福祉サービスの向上.....	45
磐田市成年後見制度利用促進計画.....	48
施策の方針3 安心して住みやすい生活環境の整備.....	52
第5章 計画の推進にあたって	55
1 計画の推進体制.....	55
2 計画の進行管理.....	55
資料編	56

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成30年3月に第3次磐田市地域福祉計画及び磐田市地域福祉活動計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）を策定し、「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり～地域共生社会の実現～」の実現に向け、「地域福祉を担う人材の育成」、「ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり」、「自立した生活が送れる支援体制づくり」の3つの基本目標を設定し各種事業を推進してきました。

こうした中、令和4年度をもって、**第3次磐田市地域福祉計画及び磐田市地域福祉活動計画の計画期間が終了することから、本市を取り巻く社会環境の変化や社会福祉法の改正に対応した地域福祉を推進するため、第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図りながら、第4次磐田市地域福祉計画及び磐田市地域福祉活動計画を策定するものです。**

2. 計画策定の背景

（1）地域共生社会の実現

平成29（2017）年2月、国は、「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正しました。

具体的には、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの縦割りから脱却し、分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の推進及び地域住民や社会福祉法人、NPO、事業者等、地域の多様な主体が「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成等を求めています。

（2）地域課題の複雑化・複合化

人口減少、少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050問題*やダブルケア*、ヤングケアラー*等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

（3）新たな社会的課題への対応（ウィズ／アフター コロナ）

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、日常生活、社会システムが大きく変容しました。

また、外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス（DV）*等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、地域活動やイベント等の開催制限、オンライン会議*の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

3. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市町村地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、**地域福祉の主体である地域住民等の参加を得て**、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とし「具体的な取組」を定めた民間の活動・行動計画で、社会福祉協議会が住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人々と相互協力して策定します。

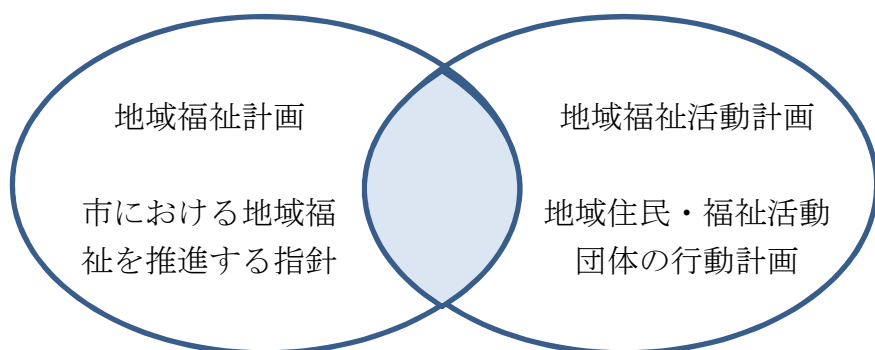
行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多く、行政と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効果的であることから、前計画に引き続き一体的に策定するものです。

(2) 関連計画との関係性

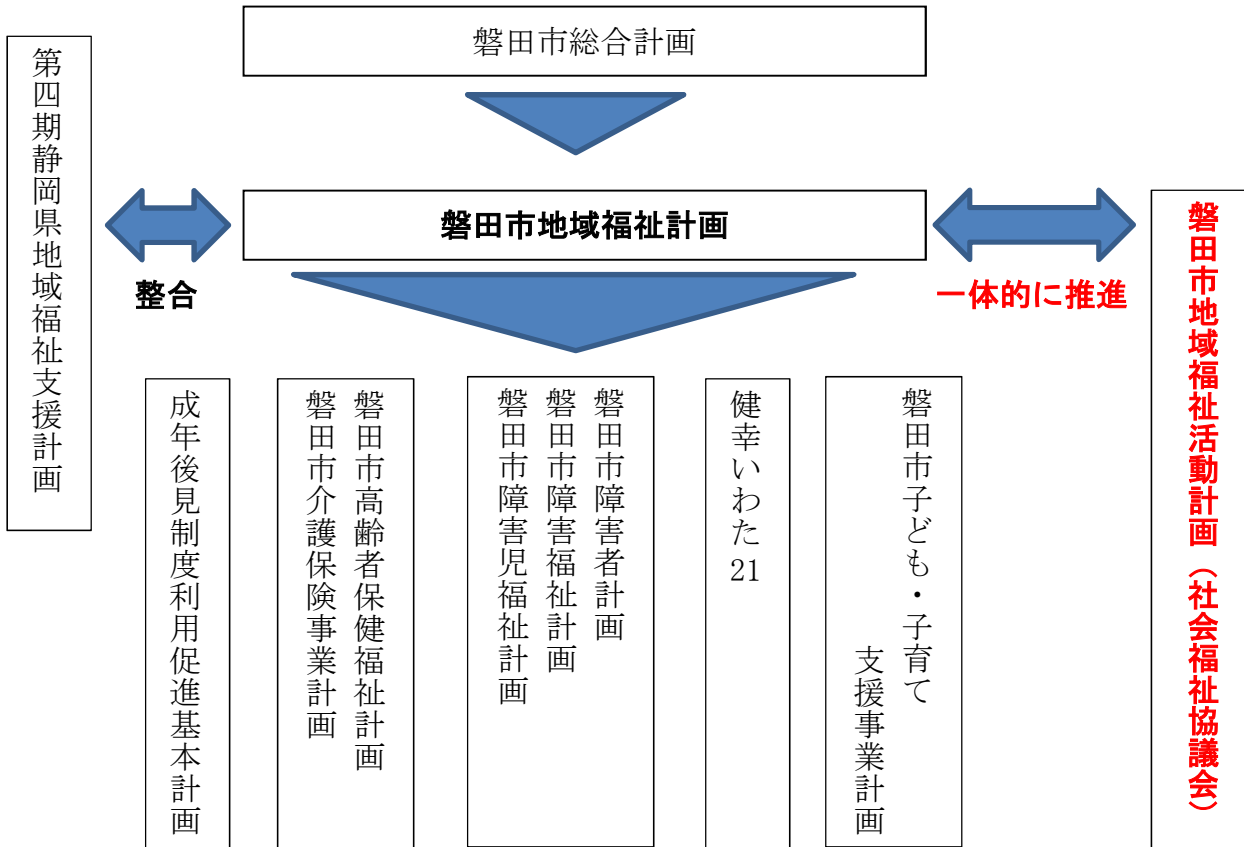
本計画は、「第2次磐田市総合計画」のもとで、**健康福祉分野などのそれぞれの計画の上位計画として**、「地域福祉」という共通の切り口からみることで、各計画の施策などの専門性を活かしながら地域福祉を総合的に推進するものです。

また、新たに策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画の基本目標3に位置づけ、包含することで、認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護を、成年後見制度の利用促進だけでなく、地域福祉と一体的に進めることとしました。

基本理念・方向性・生活課題の共有



【磐田市地域福祉計画の位置づけ】



(3) 持続可能な開発目標

2015（平成 27）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、2030（令和 12）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められています。

本計画でもSDGsの視点を取り入れながら、地域活動においてもSDGsについて意識ながら取り組んでいく必要があります。

【本計画と密接に関わる目標】

	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4. 計画の期間

市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインに他の計画との調和を図る具体的方法として見直しの時期を揃えることが示されていることから、全ての福祉関係計画の計画期間を揃えることは困難ですが、高齢者関係及び障害者関係の計画と調和を図るため、計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

【地域福祉計画・活動計画とその他関連計画の期間】

年度	～	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
総合計画	▷	[Bar spanning R4 to R8]						[Bar spanning R9 to R10]	
地域福祉計画 地域福祉活動計画	▷	[Bar spanning R4 to R8]						[Bar spanning R9 to R10]	
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	▷	[Bar spanning R4 to R5]		[Bar spanning R6 to R8]				[Bar spanning R9 to R10]	
障害者計画	▷	[Bar spanning R4 to R5]		[Bar spanning R6 to R10]					
障害・障害児福祉計画	▷	[Bar spanning R4 to R5]		[Bar spanning R6 to R8]				[Bar spanning R9 to R10]	
健幸いわた 21	▷	[Bar spanning R4 to R7]				[Bar spanning R8 to R10]			
子ども子育て支援 事業計画	▷	[Bar spanning R4 to R7]				[Bar spanning R8 to R10]			

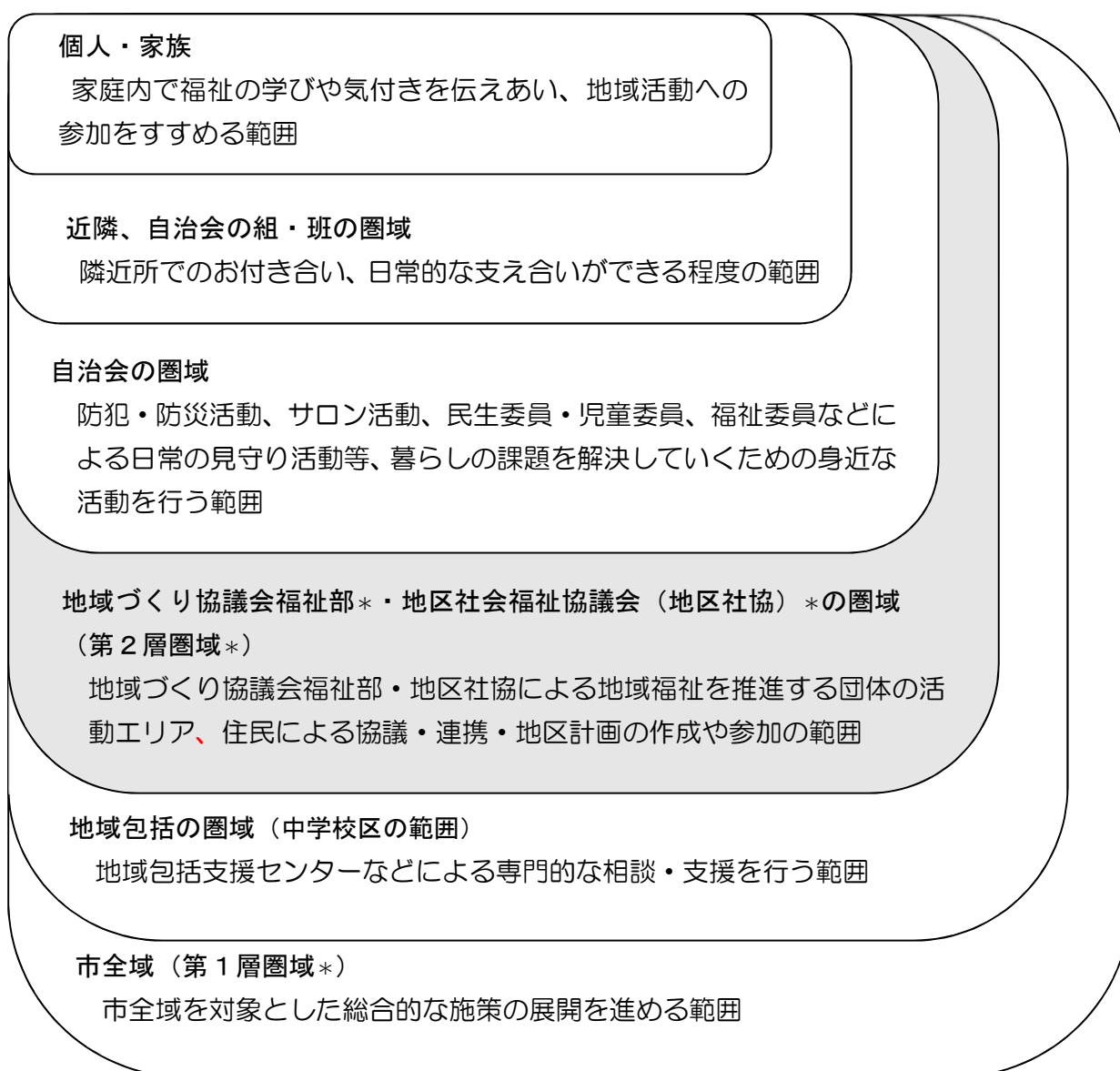
5. 地域福祉活動を推進するための「地域」(圏域)の考え方

地域福祉においては、隣近所とのお付き合いや身近な相談相手、日常的な支え合いができる人と人とのつながりがとても大切です。

磐田市では、地域福祉活動を推進するための「地域」の範囲を「近隣、自治会の組・班」からはじまり、各自治会での身近な地域福祉活動の実施、そして、地域づくり協議会の範囲を基礎単位の地域(圏域)と捉え、地域福祉活動を推進していくことが望ましいと考えています。

そして、地域包括支援センター*などの相談機関窓口の範囲、さらに市全域を範囲として、隣近所から市全体までを重層的に捉えることで、地域福祉活動の統一感を図っていくことをイメージしています。

【図 地域(圏域)の範囲のイメージ】



6. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民の意見や地域課題を把握するために、以下に示すような作業を行いながら、さまざまな形で計画への反映に努めました。

(1) 計画策定にかかるアンケートの実施

計画策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。磐田市のLINE 公式アカウントの登録者で、健康福祉情報の配信を希望している 14,313 人へ配信しました。(調査概要は 13 ページのとおり)

(2) 地域福祉懇談会の開催

地域づくり協議会福祉部・地区社会福祉協議会(地区社協)の 20 地区を単位として、各地区の多様な主体による地域福祉活動の現状の整理と今後の取り組み方針を見出し、今後 4 年間の地区活動の推進目標を立案するために開催しました。

懇談会から見えてきた地域課題が地区内の課題にとどまらず、市全体で取り組むべき内容であるときは、第 4 次磐田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に内容を盛り込んでいくこととしました。

(3) 福祉関係団体との懇談会

障がいのある方やそのご家族の福祉ニーズ、福祉関係団体として地域住民へ発信したいこと等を伺い、第 4 次地域福祉活動計画に反映させることを目的とし、以下の 3 団体と磐田市社協との懇談会を開催しました。

- ① 磐田市身体障害者福祉会
- ② 磐田市手をつなぐ育成会
- ③ 中遠地域精神保健福祉会「丹誠会」

(4) 福祉専門機関(磐田市社会福祉法人連絡会*、地域包括支援センター・障害者相談支援センター)へのアンケートの実施

福祉専門機関から、地域福祉活動に関する取り組みや課題についてアンケートを行いました。市内の社会福祉法人からは、法人・施設として取り組む地域貢献活動について、地域包括支援センターと障害者相談支援センターからは、対応が難しい困難な相談内容の事例や多機関連携を通じた解決策のアイデアなどを寄せていただきました。

(5) 地域福祉推進会議での計画の検討

全市的な視野で総合的な検討を図るため、公募による市民、関係機関・団体、学識経験者など 15 人の委員で構成される「磐田市地域福祉推進会議及び磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議」を 5 回開催し、計画の審議・検討を行いました。

(6) 磐田市福祉関係事業計画に関する庁内検討委員会

計画策定にあたり、庁内の関係部課長で組織する「磐田市福祉関係事業計画に関する庁内検討委員会」において、計画の審議・検討を行いました。

(7) パブリックコメントの実施

本計画は、令和5年2月1日から令和5年3月2日の期間中、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見をお聞きしました。期間中8件のご意見・ご要望がありました。

第2章 磐田市の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計からみる現状

(1) 本市の人口構造

住民基本台帳によれば、令和4年10月1日現在、本市全体の総人口は167,538人となっており、65歳以上の高齢者人口は48,645人、高齢化率は29%となっています。令和8年度には、総人口は165,606人、高齢化率は30%となることが予想されています。

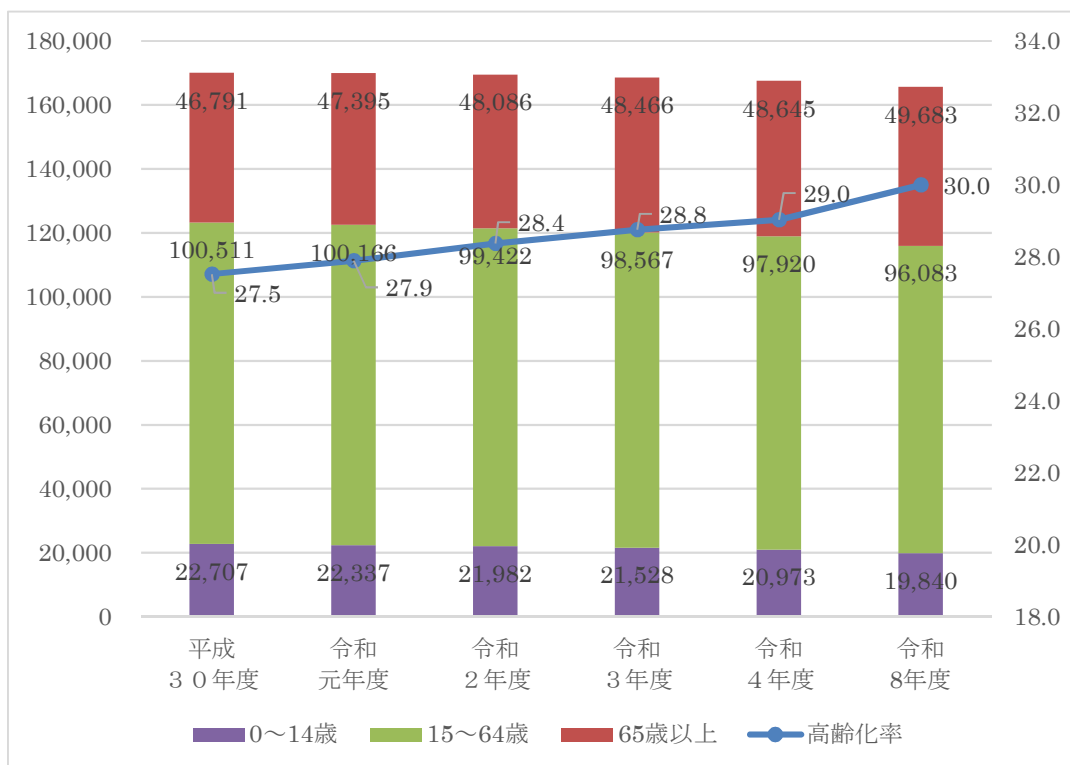
【表 3区分別人口及び高齢化率】

単位／人口：人、高齢化率：%

	実績値					推計値
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和8年度 (2026)
総人口	170,009	169,898	169,490	168,561	167,538	165,606
高齢化率	27.5	27.9	28.4	28.8	29.0	30.0
高齢者人口(65歳～)	46,791	47,395	48,086	48,466	48,645	49,683
15～64歳人口	100,511	100,166	99,422	98,567	97,920	96,083
～14歳人口	22,707	22,337	21,982	21,528	20,973	19,840

※令和4年度までは住民基本台帳に基づく各年度10月1日現在の実績

【図 3区分別人口及び高齢化率】



(2) 高齢者世帯数の状況

令和3年4月1日現在の総世帯数は69,408世帯で、そのうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は32,128世帯と、総世帯数の46.3%を占めています。

高齢者のいる世帯の内訳をみると、ひとり暮らし世帯および夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、令和3年度時点でひとり暮らし世帯が8,829世帯、夫婦のみの世帯が7,764世帯と、高齢者のいる世帯の51.7%を占めています。

【表 高齢者世帯の推移】

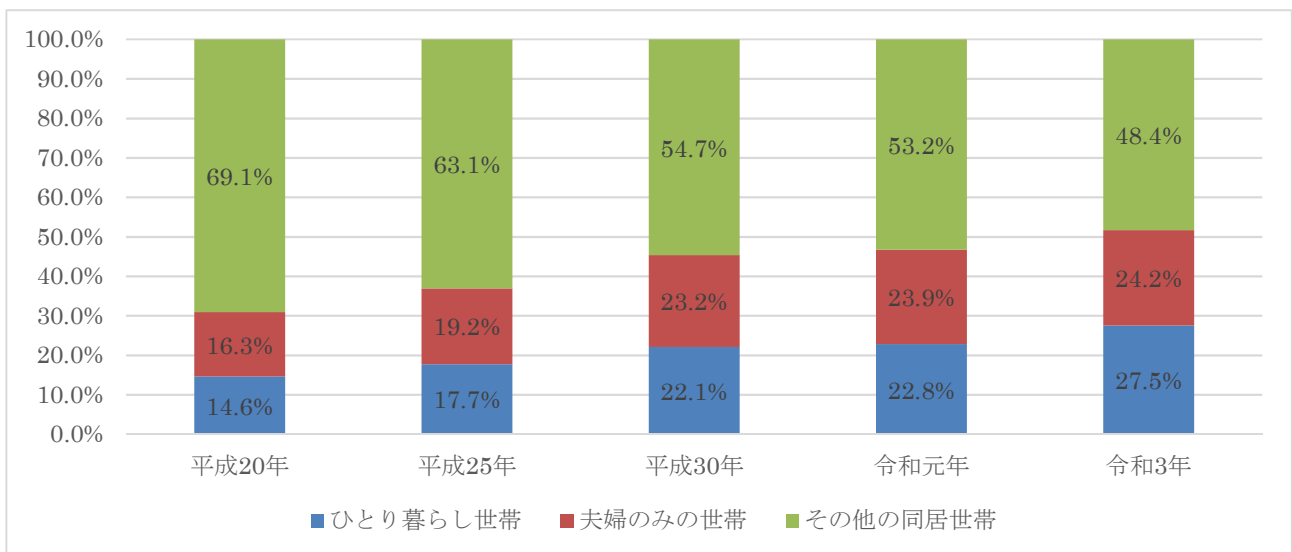
単位／実数：世帯、構成比：%

		平成20年	平成25年	平成30年	令和元年	令和3年	
総世帯	実数	62,925	63,200	66,786	67,784	69,408	
	構成比①	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
65歳以上の高齢者のいる世帯	実数	23,224	26,218	29,731	30,176	32,128	
	構成比①	36.9%	41.5%	44.5%	44.5%	46.3%	
	構成比②	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
内訳	ひとり暮らし世帯	実数	3,395	4,645	6,569	6,890	8,829
		構成比①	5.4%	7.3%	9.8%	10.2%	12.7%
		構成比②	14.6%	17.7%	22.1%	22.8%	27.5%
	夫婦のみの世帯	実数	3,780	5,040	6,902	7,221	7,764
		構成比①	6.0%	8.0%	10.3%	10.7%	11.2%
		構成比②	16.3%	19.2%	23.2%	23.9%	24.2%
	その他の同居世帯	実数	16,049	16,533	16,260	16,065	15,535
		構成比①	25.5%	26.2%	24.3%	23.7%	22.4%
		構成比②	69.1%	63.1%	54.7%	53.2%	48.4%

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

注）①は総世帯数を100%とする構成比。②は65歳以上の高齢者のいる世帯を100%とする構成比

【図 高齢者世帯の推移】



(3) 障がいのある人の状況

本市の総人口のうち、約 4.4%の方が障害者手帳所持者となっています。手帳所持者は増加傾向にあり、人口における割合も年々増加しています。

【表 障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

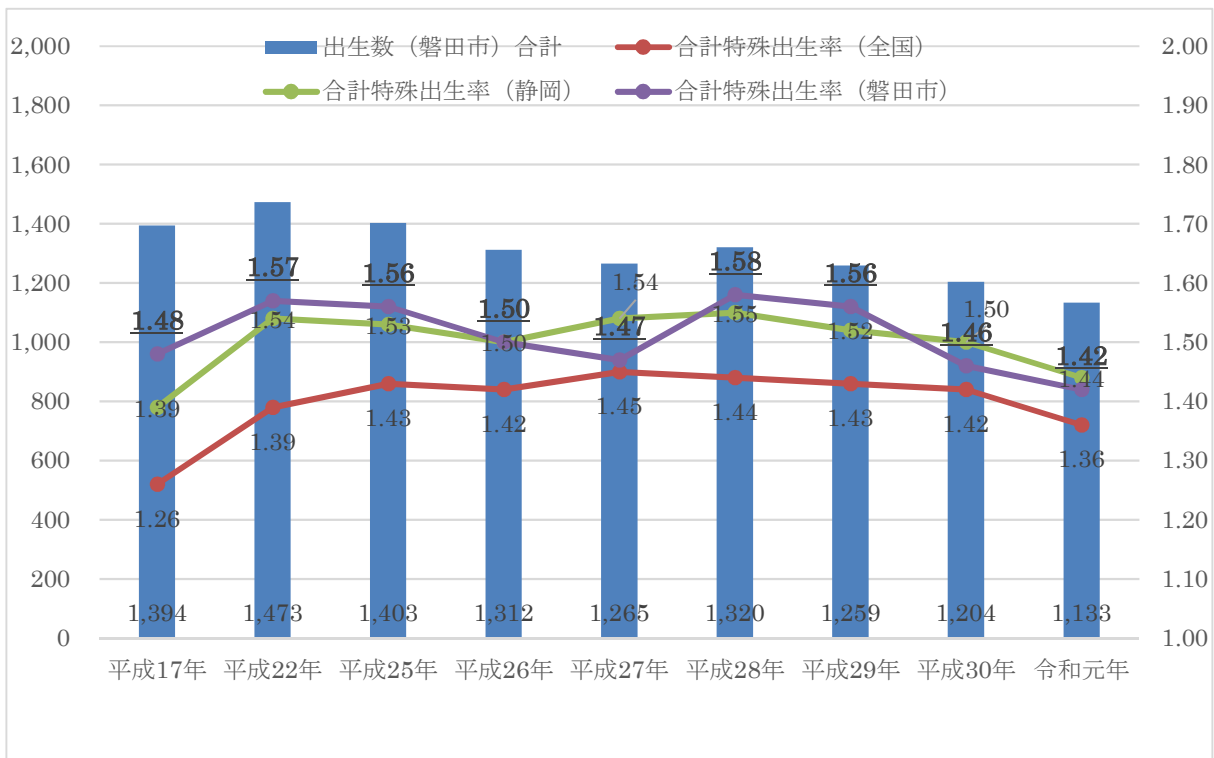
	平成 17年度	平成 22年度	平成 27年度	令和 2年度	令和 3年度
手帳所持者（A）	6,412	6,523	6,917	7,394	7,404
身体障害者手帳	5,214	5,074	5,050	4,898	4,823
療育手帳	788	955	1,201	1,515	1,533
精神保健福祉手帳	410	494	666	981	1,048
磐田市人口（B）	175,263	173,715	170,311	169,013	167,663
対人口比（A/B）	3.66%	3.76%	4.06%	4.37%	4.42%

※各年度3月末日現在

(4) 子ども（合計特殊出生率・出生数）の状況

本市の出生数の推移については、平成 22 年度以降、緩やかに減少傾向にあり、令和元年度では、1,133 人となっています。また、合計特殊出生率は、令和元年度では、全国を 0.06 ポイント上回っているものの、静岡県を 0.02 ポイント下回っています。

【表 合計特殊出生率と出生数の推移】



出典 出生数：静岡県人口動態統計

合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計」（全国・静岡県）

※平成 25 年度から令和元年度の磐田市の合計特殊出生率については、磐田市の試算による。

(5) 生活保護世帯の状況

令和3年度末の生活保護世帯は492世帯で、平成26年度と比べると73世帯増えています。また、生活保護世帯の類型を見ると、高齢者世帯が増加傾向にあり、令和3年度末で249世帯、被保護世帯の約50%を占めています。

【表 生活保護世帯の推移】

単位：世帯

	平成 26年度	平成 28年度	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度
生活保護世帯	419	460	440	459	492
高齢者世帯	195	231	218	238	249
母子世帯	25	23	19	18	18
障がい者世帯	44	57	58	61	71
傷病者世帯	57	52	48	52	57
その他	98	97	97	90	97

※各年度3月末日現在

※高齢者世帯：65歳以上の者のみの世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯

※母子世帯：配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子のみの世帯

※障がい者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障がい・知的障がいなどの心身の障がいのため働けない世帯

※傷病者世帯：世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病のため働けない世帯

※その他世帯：上記のいずれにも該当しない世帯

2. 市民アンケート調査からからみる現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、施策立案に活用することを目的として、市民アンケートを実施しました。

◆調査方法

項目	内容
調査期間	2022（令和4）年6月1日～7月15日
調査方法	インターネットによる本人入力
アンケートの 依頼方法	■2022（令和4）年6月1日時点で磐田市の公式LINEアカウントの登録者で、健康福祉情報の配信を希望している者 14,313人への配信 ■社協だより（6月号）全戸配布による依頼

◆回収結果

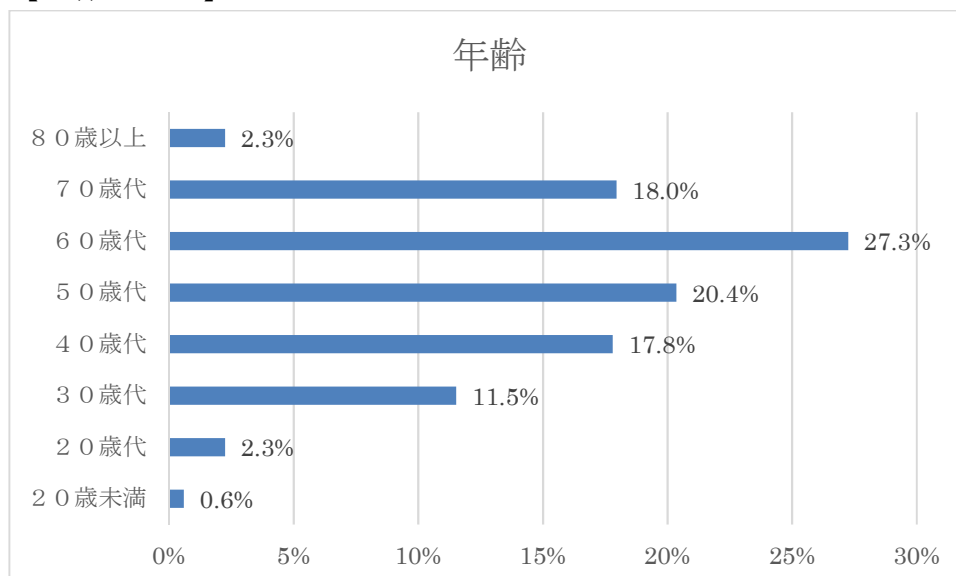
668人のアンケート協力が得られた。

(2) 調査結果

<年代>

60歳代が最も多く、次に50歳代が高くなっています。

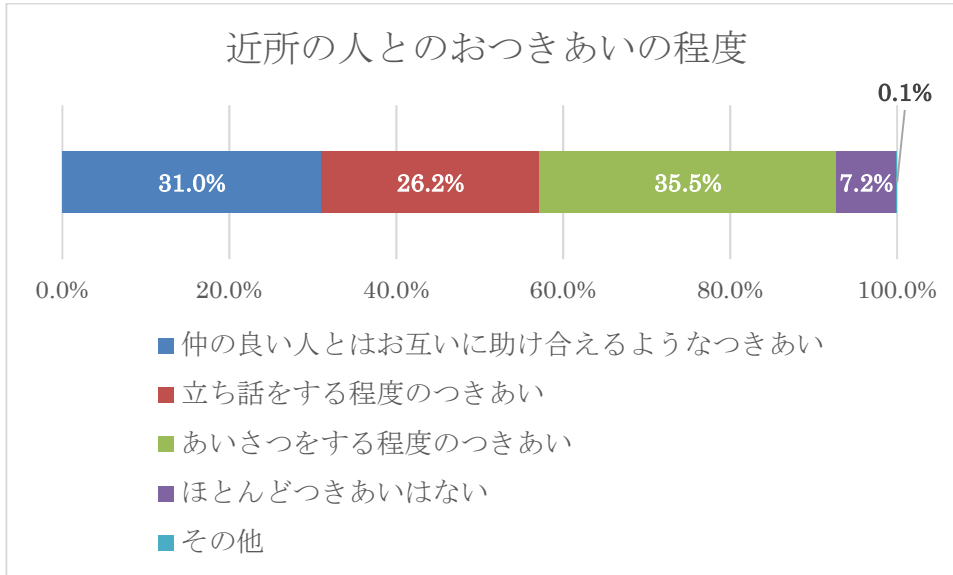
【全体N=668】



<近所の人とおつきあいの程度>

「あいさつをする程度のおつきあい」が最も多く、次に「仲の良い人とはお互いに助け合えるようなつきあい」が高くなっています。

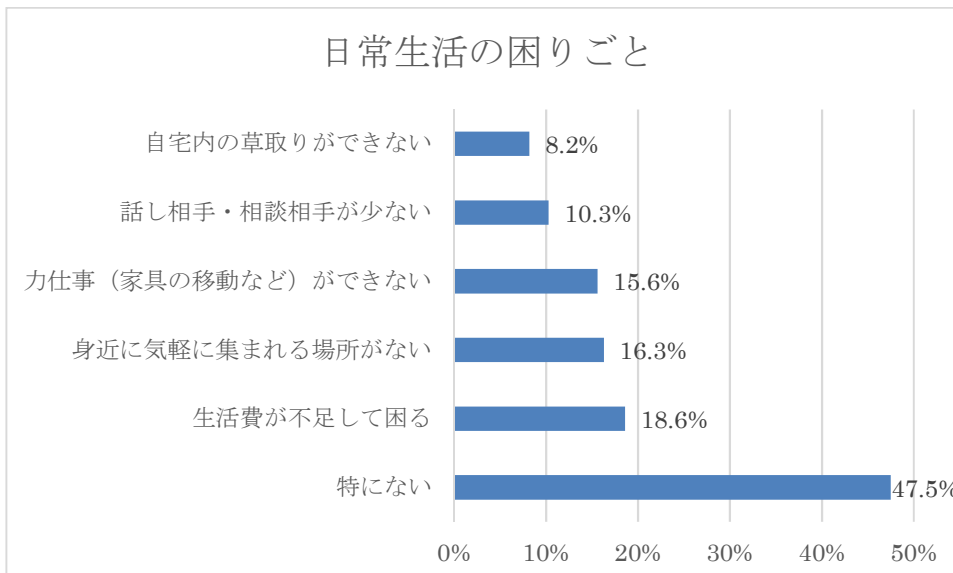
【全体N=668】



<日常生活の困りごと>

「特にない」が最も高く、次いで「生活費が不足して困る」、「身近に気軽に集まれる場所がない」が高くなっています。

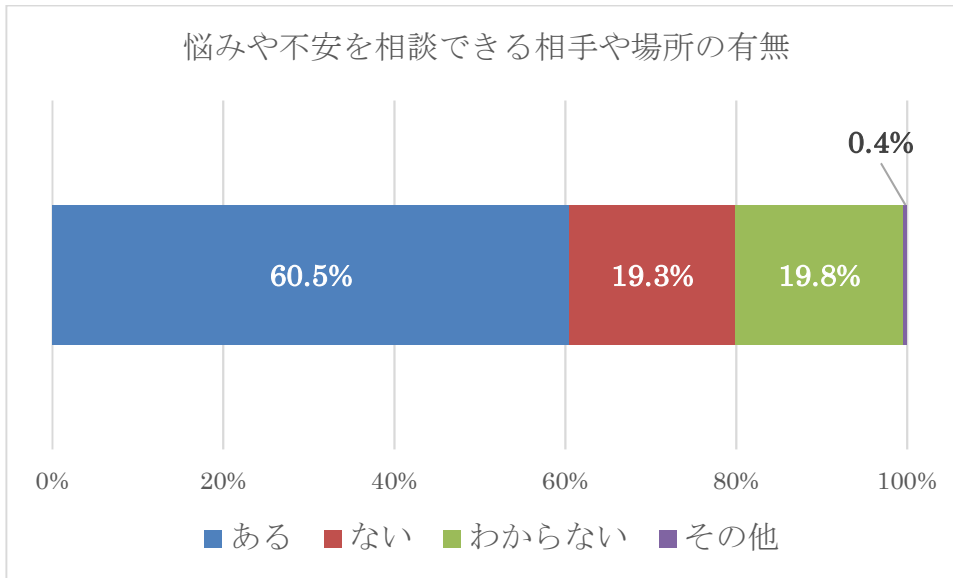
【N=668 複数回答可。上位6つを抜粋】



＜悩みや不安を相談できる相手や場所の有無について＞

「ある」が最も高く 60.5%、「ない」が 19.3%、「わからない」も 19.8%となっています。

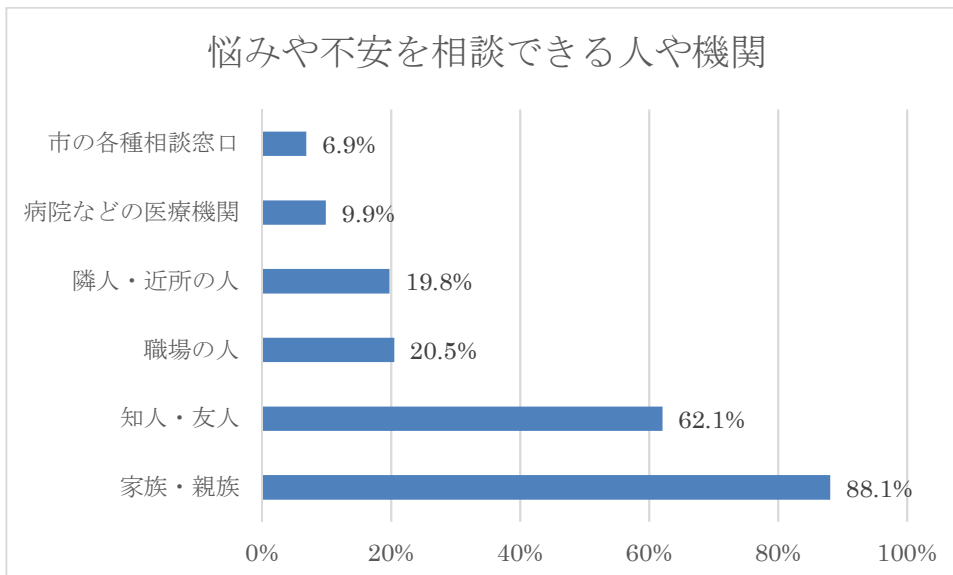
【全体N=668】



＜悩みや不安を相談できる人や機関＞

「家族・親族」、「知人・友人」など、気軽に相談できる方が高くなっており、市の各種相談窓口などの専門機関は低くなっています。

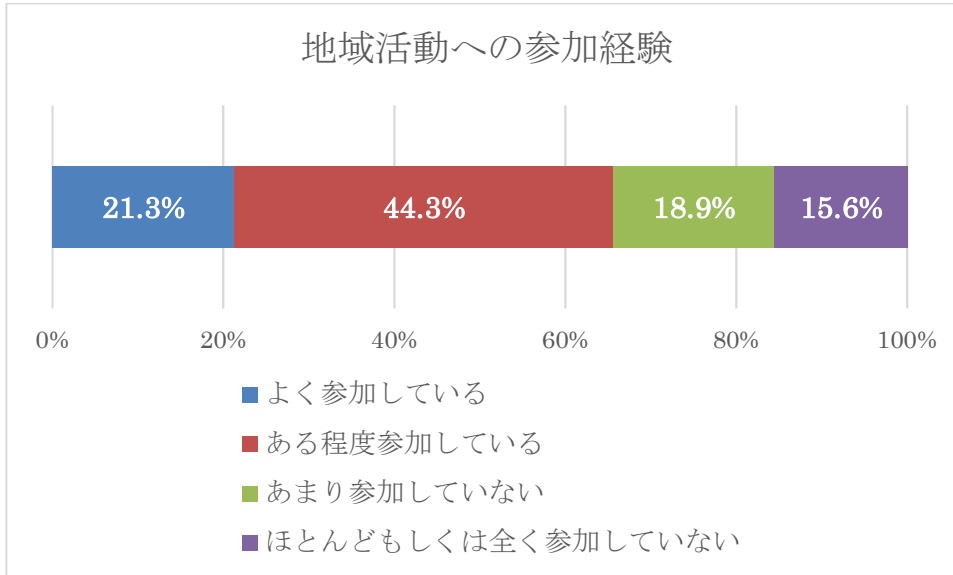
【N=404 複数回答可。上位6つを抜粋】



<地域活動への参加経験>

地域活動への参加経験は、「よく参加している」、「ある程度参加している」を合わせると 65.6% となっています。

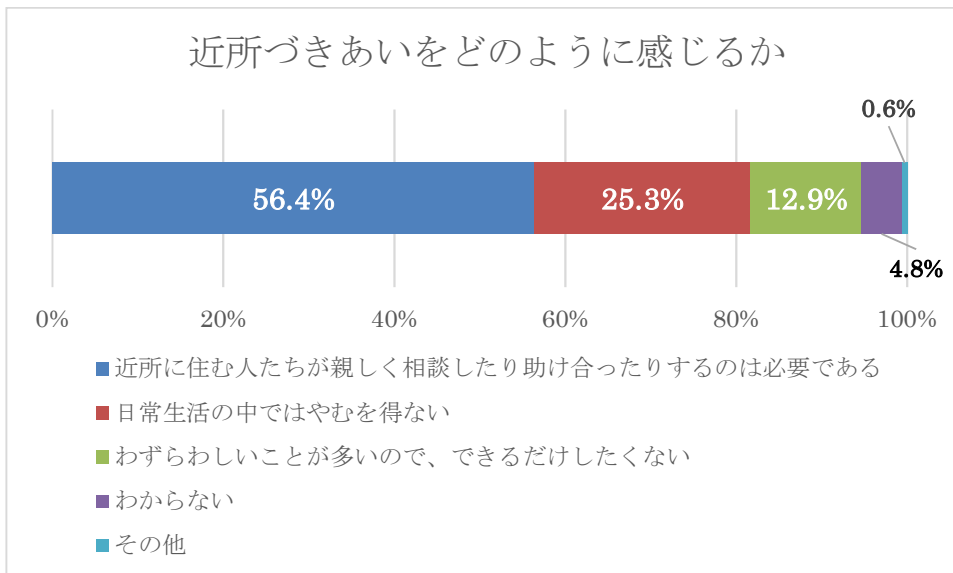
【全体N=668】



<近所づきあいをどのように感じるか>

「近所に住む人たちが親しく相談したり助け合ったりするのは必要である」が最も高く、次いで「日常生活の中ではやむを得ない」が高くなっています。

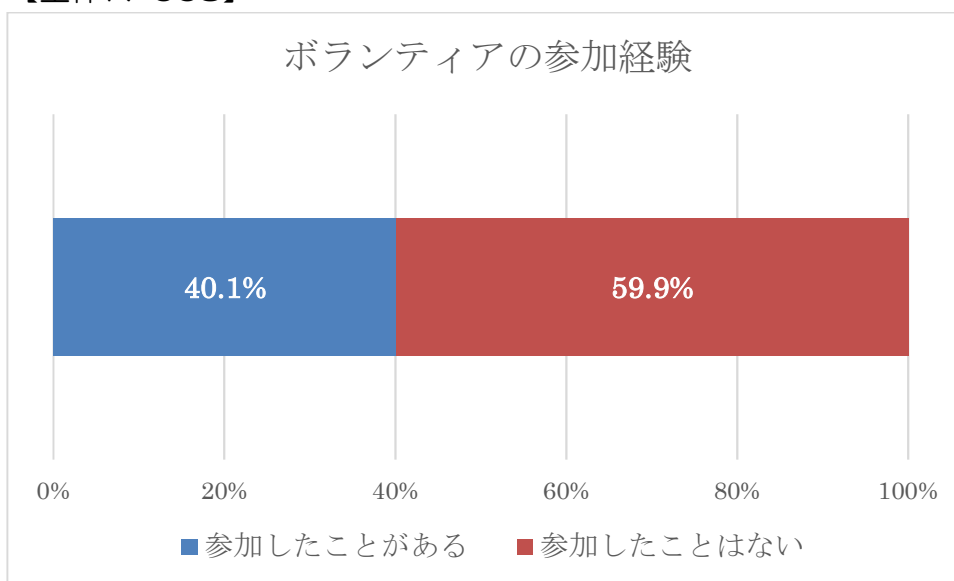
【全体N=668】



<ボランティアの参加経験>

ボランティア、NPO 活動への参加経験は、「参加したことがある」が 40.1%となっています。

【全体N=668】



<自由意見>

- 発達障害や LGBTQ+* についての啓発活動や人権教育に力を入れほしい。
- 福祉に関して積極的に関わられるようにするためには、情報発信が肝要である。また、興味のある人が参加しやすくなるように敷居を下げる工夫も必要である。
- 日本語を上手に話すことができない外国人のフォローを拡充してほしい。
- 障がい者の就労が難しい。就労できても継続が難しい。
- 自治会活動への参加者が減っている。70 歳まで仕事をするのが当たり前であり、役員のなり手もいなくなっている。
- 高齢者になっても、一人暮らしになっても、不安なく生きていける環境を整えてほしい。世代を超えて助け合える仕組みが必要。
- おしゃべりや困りごとの話ができる高齢者の居場所がほしい。
- 障がい者である子どもをその親が高齢で面倒をみれなくなった時、どこに相談したらよいか分からない。
- 運転免許を返納した人に対する移動手段の充実が必要。

3. 地域福祉懇談会からみる現状

(1) 地域福祉懇談会や地区アンケート活用による意見集約の概要

市内 20 地区において、地区社協主催の地域福祉懇談会や地域づくり協議会による中学生以上全住民アンケートを活かした意見集約と報告・ふりかえりの会議を開催していただきました。住民やボランティア、各種団体の方々が対話を行うことは、地域福祉の原動力となります。地域に不足していることが見え、新たな活動を始めるきっかけにもなります。身近な地域の課題は、暮らしに直結していますので、地区ごとに話し合われた内容は、それぞれの地域活動で役立てていただきます。また、話し合われた課題のうち全市で共通することについては、市の施策や市社協事業に反映をいたします。

(2) 各地区で話し合われた主な話題と共有事項

No.	地 区	参加者等	話し合われた主な話題、共有事項
1	岩 田	地区社協役員、自治会長、福祉委員*、子育てサークル世話人、子ども会等、ほっとな地域づくり仕掛人*、福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活不安、課題の解消（通院、草刈り等） ・健康に関する生活不安解消（健康寿命の延伸） ・将来を見据えた地域活動の担い手づくり ・送迎サービスの充実 ・災害時、独居、高齢者世帯の避難
2	大 藤	地区社協役員、自治会長、副自治会長、自治会班長、福祉委員、民生委員・児童委員*	<ul style="list-style-type: none"> ・大藤みんなの会、大藤こすもすの周知とサロン開催方法の検討（サロンの出張開催の検討） ・デマンドタクシーの利用促進と課題整理 ・移動販売の周知 ・災害時の要配慮者を支援できるシステムづくり ・地域せいかつ応援倶楽部の検討
3	向 笠	地区社協（福祉委員）、自治会長、民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくり（孤立防止、サロンの在り方見直し） ・高齢者増による担い手の負担増 ・移動手段（高齢ドライバー、公共交通少ない） ・独居高齢者の支援（特に関係が希薄な方） ・懇談会報告会及び有志による対話の場づくり
4	見 付	地域づくり協議会役員・自治会役員・見付福祉の会・老人クラブ・民生委員・児童委員・福祉委員・高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりをつくるために何ができるか（高齢者、若い世代、ご近所とのつながりづくり） ・垣根がなく、気軽に相談できる場所の必要性 ・若い世代も気軽に参加できる活動 ・SNS*の活用とSNS以外の発信の併用 ・スポーツやレクリエーションなどを通しての多世代交流 ・「支え合う 助け合う」気持ちをもつ人材の育成 ・情報を身近に感じるための工夫 ・祭り文化・地域行事の継承、継続
5	今之浦	まちづくり協議会（地区長、福祉委員、民生委員・児童委員、高齢者サロン*、子育て委員、地区活動経験者）	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の移動手段（巡回バス） ・居場所、サロンの活性化 ・災害に対する不安 ・高齢者の SNS 活用 ・地区としてのつながりづくり ・学区が異なる子どもとの交流 ・コロナの影響による地域行事、多世代交流の機会の減少

6	西 貝	地域づくり協議会 会長、福祉部（福 祉委員、民生委 員・児童委員、老 人クラブ、サロ ン、子育てサロ ン、配食代表）	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドタクシーの利便向上 ・ワンストップで受け止める相談の必要性 ・ボランティア人材の確保、元気高齢者の活躍 ・コロナ禍を越えての活動再開の重要性 ・多世代を繋げるための仕掛け ・ジュビロ磐田とのコラボ企画
7	田 原	タスクミーティ ング（地区社協役 員、民生委員・児 童委員、主任児童 委員、福祉委員、 老人クラブ等）、 サロン・居場所づ くり活動者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の担い手、次世代の若者育成 ・多様な居場所づくり、さりげない話し相手 ・コロナ禍を経た地域活動の再起動 ・移手段、ちょっとした困りごとや生活支援 ・子育て世代のコミュニケーションの場の充実
8	御 厨	地域づくり協議会 地域福祉部会（自 治会長、福祉委 員、民生委員・児 童委員、せいかつ 応援クラブ役員、 保健委員会、子ど も若者健全育成 会、子ども会）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域せいかつ応援倶楽部の支援員不足。 ・自治会等の人材不足（受け手がいない） ・共働き家庭の疲れ、地域行事へ参加するゆとりの不足 ・ゴミ出しに支援が必要な人の増加 ・地域と接点を持たない人の増加
9	南御厨	地域づくり協議会 役員、福祉部役員 （福祉委員、民生 委員・児童委員、 老人クラブ、高齢 者サロン、配食サ ービス、他）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に困難な住民の移送支援 ・ゴミ出し支援 ・担い手不足 ・埋もれている地域の人材発掘 ・世代間交流、親子ふれあいの場、若い人が集う場所
10	中 泉	地域づくり協議会 福祉部、自治会、 福祉委員、民生委 員・児童委員、サ ロン、百歳体操、 老人クラブ、介護 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・常時気軽に集まれる居場所 ・横のつながり、関係づくり ・問題を未然に防ぐネットワークづくり ・移手段に困っている方への移動支援 ・地域の実情把握 ・参加できない方へのサポート ・次世代ボランティアの人材育成
11	豊田東	中学生以上全住民 アンケートを活用	<ul style="list-style-type: none"> ・不安に感じること、困っていることが少ない地域 ・将来の高齢者の移動支援 ・登下校時の安全確保や子供の居場所づくり ・災害時への備えや支援 ・地域活動に関心がある方を参加させるためには ・情報の伝達手段
12	富 岡	富岡地区合同福祉 委員会（福祉委 員、自治会、民生 委員・児童委員）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の独居への対応（孤立させない取り組み） ・高齢者、介護（生活の足、買物支援、介護予防） ・防災（避難支援、災害後の復興に向けた取り組み） ・健康に関すること（地域挙げて取り組む方法） ・地域のコミュニケーションを増やすには

13	池田	地域福祉活動者へのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯が増えること ・自家用車の運転が不安な人が増えること ・災害時への備えや避難に関すること
14	井通	地域づくり協議会・自治会役員、地区社協、福祉委員 民生委員・児童委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に集まれる居場所 ・子ども食堂開設の研究 ・移動手段に困っている方への移動支援 ・高齢者サロンの参加者を増やすための工夫 ・高齢者、子どもたちの見守り
15	青城	まちづくり協議会・自治会役員、地区社協、防犯部会、交流部会、健全育成部会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂、おとな食堂、シニア食堂の研究 ・高齢者、ひきこもり者の居場所づくり ・支援を必要としている世帯の把握 ・サロンに男性の参加者を増やす工夫 ・子育て世帯の地域からの支援
16	長野	中学生以上全住民アンケートを活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の維持・管理、持ち主不明の空き家の問題 ・買物、通院等の移動手段の問題 ・安全な通学路の確保、登下校の見守り ・見守り配食等、高齢者の生活支援 ・災害時に備えた防災活動 ・庭木、草刈、側溝清掃などの美化活動の人員確保
17	南 (天竜・於保)	地域づくり協議会・地区社協役員、福祉委員、民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の生活環境課題（庭木、ゴミ出し、孤独死） ・交通手段の問題（通院・買い物・デマンドの不便さ） ・子育て世代の子育てと仕事の両立問題 ・人材不足（地域福活動者・サロン・自治会等） ・情報の周知方法、地域交流の場の減少
18	福田	ふくでの福祉を推進する会、地域づくり協議会、福祉委員、民生委員・児童委員、せいかつ応援倶楽部役員、子育てサロン等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康活動の継続 ・福田の魅力をPR。若者が住みたい思うまち ・買い物支援活動の継続、地域の支援・協力 ・地域の担い手不足 ・地域の希薄化。コロナでさらに交流が減った。孤立化。災害時にどうする？
19	竜洋	地区社協役員、福祉委員、民生委員・児童委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に通院・買い物に行ける移動手段 ・地域のリーダー育成 ・参加しやすい環境、雰囲気作りが必要 ・意見交換する機会や考える場
20	豊岡	地域づくり協議会健康福祉部（地区社協役員、福祉委員、シニアクラブ、ボランティア団体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっと集まっておしゃべりできる居場所 ・子育て世代への支援、多世代交流 ・買い物、外出支援 ・地区を知り、魅力を伝える活動 ・後継者不足の解消

4. 地域団体懇談会からみる現状

(1) 地域団体懇談会による意見集約の概要

磐田市身体障害者福祉会*、磐田市手をつなぐ育成会*、中遠地域精神保健福祉会「丹誠会」*の3団体から、地域福祉活動に関する意見をいただきました。障がいのある方やそのご家族が日頃感じられていることを話していただき、団体として地域へ発信したいことなどをお伺いしました。

(2) 懇談会で話し合われた主な内容

対象	話し合われた課題、共有事項
<p>磐田市 手をつなぐ 育成会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいのある子を持つ親たちは悩みを1人で抱え込んで孤独である。 • コロナで活動の滞り。どう評価するか。 • 成人後の余暇活動をどう持ったらよいか不安がある。 • 地域共生社会の実現のために、中学生・高校生の関わりが必要では。 • 台風15号被害の対応で、多くのボランティアが活動。人のために動こうとする人がいるので、地域の人たちの力を活かす器が大切。 • 自宅が床下浸水。周辺の家は床上。お年寄りと声かけ合った。小さな声に耳を傾けていくこと。福祉の原点だと感じる。
<p>磐田市 身体障害者 福祉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 支所や交流センターごとに身近に相談できる場所があると、地域活動と連携できると思う。 • 認知症の人の増加。趣味を通して集まりに参加してもらうなど、支援を広げる必要がある。 • 高齢者でひきこもりになる人が心配である。 • スポーツ交流ができればよい。以前より若い人がいない。 • 生活の移動手段の問題が大きい。地域で行う事業でも、会場までの移動手段がないことで参加をあきらめる会員がいる。多くの人にとって共通の課題だと思う。 • 自治会や地域づくり協議会との関わりについて、具体的な接点をつくり、関係が盛んになるようにしたい。そのための支援をしていただきたい。
<p>中遠地域 精神保健 福祉会 丹誠会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域とのつながりが大切。悩んでいる家庭が孤立しないように。「偏見、世間体、差別」が原因。地域の理解、地域力が大切。 • 「ごちゃまぜ福祉」。障がいがある人もない人も子どもも高齢者も、多様な人が幸せを感じられるまちに。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の実現を。「地域共生社会」の実現に向けて、アンテナを広げたい。 • 出前講座などで伝える機会を持ちたい。 • 親亡き後の不安や心配。本人が言葉を発せられない。相談につながるための支援として、専門機関との連携をしたい。加えて、地域の理解を進める地域支援も行わないといけない。 • 災害時の避難、精神的に不安定な人は、地域の指定避難所にいられないことがある。福祉避難所などの利用が円滑に進められるか心配。

5. 福祉専門機関アンケートからみる現状

(1) 福祉専門機関へのアンケートによる意見集約の概要

市内の社会福祉法人からは、法人・施設として取り組む地域貢献活動について、地域包括支援センターと障害者相談支援センターからは、対応が難しい困難な相談内容の事例や多機関連携を通じた解決策のアイデアなどが寄せられました。

(2) 意見

対象	意見	
磐田市社会福祉法人連絡会	地域貢献活動の中で特に力を入れている活動	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生、大学生等の介護実習受入れ、ボランティア受入れ ・中学生の授業講師派遣、福祉体験学習受入れ ・教員の福祉体験研修受入れ ・地域住民対象の福祉体験、施設見学受入れ・認知症サポーターの養成 <p>【まちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流イベントに参加。福産品の販売やプログラムへの参加など。 ・地域福祉講演会の実施・夏まつりの地域の方の参加（コロナ前） <p>【生活困窮者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の関わりは、住民の属性、世代を超えた包括的支援が必要である。法人としても、その課題に向き合い、地域住民が安心して生活できる地域づくりの一役を担うことを期待されていると受け止めている。
	今後取り組みたい地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存在を地域に浸透させることで、障がい者の認識を深め、障がい者に関する相談を気軽にできる施設として認識させる。 ・専門知識を活かした地域住民対象のセミナー等の開催 ・普段の生活の中で障がい者と交流できる仕組みを考えていきたい。 ・地域の高齢者サロンの活動支援

対象	意見	
地域包括支援センター	相談機関として関わる中で増えてきたと感じる課題	<p>【課題】 8050 問題のうち、子が障害（何らかの精神疾患）を抱えるケース。</p> <p>【対策】 障がい者に寄り添える支援者やボランティアの検討。認知症サポーター*のように精神疾患の特長や対応方法などの理解促進。</p> <p>【課題】 高齢者の家族支援が必要な家庭が激増。課題が重層化。虐待、ネグレクトが増加。</p> <p>【対策】 高齢者の家族の自立支援。ACP*、認知症等啓発。制度利用の他に、地域でのサポート（具体的に、小さい活動でも少しずつ増えると良い）</p>
障害者相談支援センター	対策の提案	<p>【課題】 独居男性の生活困窮者が増加している印象。複合的な問題を抱えている（年金収入が生保対象とならない、多重債務、働いて収入を得たいが働く先がない、親族と絶縁、地域から孤立、健康問題 など）</p> <p>【対策】 高齢でも働ける就労先が増えると良い。サポート体制があるとなおよい。若いころからの健康意識を高めるような啓発や指導。若いころから地域の一員としての認識を持てるような地域づくり。</p>

<p>地域包括 支援 センター</p> <p>障害者 相談支援 センター</p>	<p>相談機関として関わる中で増えてきたと感じる課題</p> <p>対策の提案</p>	<p>【課題】 家族関係が希薄になっていて、受診等を包括や、障害相談の付き添いが必要になっている。金銭的にも困窮しているため、自費のヘルパーが利用できない。地域のせいかつ応援倶楽部では負担が大きい。</p> <p>【対策】 安価で付き添いが頼めるサービスがあると良い</p> <p>【課題】 一般就労にも障害の就労サービスにもつながらない利用者がある。就労ができるようになっても継続が難しい利用者もいて、度々就労先が変更になっている。</p> <p>【対策】 日雇いや単発の仕事ができるものがあると良い。そのよう多様な就労制度も作ってほしい。</p> <p>【課題】 認知症、精神障がい者で医療が必要でも、本人拒否が強く受診につながらない。途中で中断してしまう。</p> <p>【対策】 往診等自宅に訪問して、相談に乗ってくれる精神科等が欲しい。</p> <p>【課題】 医療的ケアが必要な子どもの学校や園への登校、登園の制限が多い</p> <p>【対策】 独自サービスの検討。学校等と課題について話し合う場の設置</p> <p>【課題】 障がい者や障がいの様な特性を持つ方で、本人にその気はないが、近隣トラブルになってしまうケースがある。</p> <p>【対策】 障がいや、それに類する特性を持った方の理解を求める活動</p> <p>【課題】 認知症悪化予防のためにデイサービス以外の居場所、集いの場がない。</p> <p>【対策】 複合課題を抱えるケースに対して、多機関がチームを組んで関わられる体制ができると良い。</p> <p>【課題】 高齢者ではなく子の世代にひきこもりや障害があり、その課題が解決しないために高齢者の生活が困難になっているケースが増えている。</p> <p>【対策】 中高年のひきこもりに対する市職員や専門職等の学びの場を増やし、積極的に支援できる体制を目指す。</p>
--	---	---

6 地域福祉の主な課題

(1) 担い手の確保

地区の懇談会等での意見では、ボランティア団体、高齢者サロンなど地域で活動している多くの団体で、担い手の高齢化や新たな担い手の確保が難しい状況にあり、運営の継続も危ぶまれる団体もある。

ボランティア活動に対するニーズが多様化する中で、地域福祉を支える力となるボランティア活動の活性化は重要なことであり、参加したい、興味がある人が活動に参加できるような環境を整備し、担い手が確保されることが必要である。

(2) 地域コミュニティの希薄化

市民の生活様式、価値観が多様化する中で、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者が増えるなど、地域や近所での交流の機会が減少し、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。

しかしながら、市民アンケート結果によると、「あなたは、近所づきあいについてどのように感じていますか？」の質問に対し、56%の方が「近所に住む人たちが親しく相談したり助け合ったりするのは必要である」と回答している。「時間的な余裕がない」との理由から、地域活動に参加していない方もいることから、「気軽に」参加でき、地域に知り合いをつくることのできるような地域活動などが必要である。

(3) 複雑化・複合化する福祉課題への対応

従来の介護、障害等の福祉課題に加え、虐待、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など、一つの世帯で様々な分野の課題が重なりあうなど、制度の狭間の問題が顕在化している。

市内の各相談窓口において困難事例とされる相談件数は年々増加する傾向にあり、相談機関へのヒアリングにおいても、複雑化・複合化した事例が増加しているとの意見が寄せられた。

よって、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら、それら、複雑化・複合化した支援ニーズに対し包括的支援ができる仕組みづくりが必要である。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画では前計画の基本理念を受け継ぎ、以下のように基本理念を掲げます。

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり
～安心できるまち 磐田～

近年、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化をはじめとする社会情勢の変容を背景として、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など、様々な分野の課題が重なりあう制度の狭間の問題が顕在化しており、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体の中であらゆる方々のふれあいや支え合いを育むとともに、市民一人ひとりが共通の課題として受け止め、人や地域のネットワークで互いに補いながら、地域ぐるみで解決していくことも必要です。

また、市の総合計画のまちの将来像として「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田～今までも、これからもずっと磐田～」、まちの基本理念として『未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます』と定められています。さらに、「5つの安心プロジェクト」（「子どもたちの安心」、「暮らしと健康の安心」、「まちづくりと防災への安心」、「未来と仕事の安心」、「安心できる磐田市役所づくり」）により、「安心できるまち、人が集まるまち磐田市」に向けた取り組みを進めています。

第4次磐田市地域福祉計画及び磐田市地域福祉活動計画では、総合計画のまちの将来像等を念頭にしながら、地域共生社会の実現を目指していきます。

地域共生社会とは、「地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」です。

今後、地域共生社会の実現を図っていくためには、すべての市民が、家族や近所との温かな絆を保ちながら、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに支え合うことが大切です。そして、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが大切になります。地域共生社会の実現を図る事で、誰もが安心して暮らすことができるまち磐田を目指していきます。

2. 計画の基本目標

基本理念を具現化するため、3つの基本目標を設定し、**総合的に施策を推進します。**

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域における福祉活動を推進するためには、まず一人ひとりが福祉について関心をもち、正しく理解した上で、地域活動やボランティアなどの担い手の輪を広げていくことが必要です。

地域福祉に関する広報活動や学習機会を充実するとともに、ボランティアに関心のある市民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組むことで、市民一人ひとりの社会参加を促進し、将来の地域福祉を担う人づくりを進めます。

基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり

今後は、行政・専門機関による既存のサービスだけでなく、地域のことを最も理解している住民自身が住民主体のまちづくりを進めることが重要です。

地域での孤立を防ぎ、困った時に助け合うことができるよう、さまざまな世代や主体とのふれあい・交流できる場を通して地域のつながりを広げるとともに、お互いに支え合い・助け合いが育まれる環境づくりを進めます。

さらに、多様化・複雑化する福祉ニーズに corres 応えるために、民生委員・児童委員をはじめとした市民、福祉関係団体、事業者、行政などとの連携・協力を推進することで、地域での見守り体制づくりや、支え合いのネットワークづくりを強化します。

基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

生活課題の多様化・複雑化に伴い、制度の狭間の問題が顕在化する中、それらの福祉課題を解決するためには、あらゆる福祉課題を受け止め、解決につなぐための仕組みづくりが必要です。各種相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的な支援を行う体制整備を進めます。

また、若者や子どもたち、世代や性別、国籍を超えて、誰もが人格や意思を尊重され、自分らしく地域で生活を送ることができるよう、一人ひとりの権利を守る施策の推進を図ります。



3. 計画の体系

基本理念

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり
～安心できるまち 磐田～

関連するSDGs 3 4 5 8 10 11 16 17

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策の方針

- 1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進
- 2 生きがいづくりと社会参加の促進
- 3 地域活動・ボランティア活動人材の育成



関連するSDGs 3 5 10 16 17

基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり

施策の方針

- 1 地域でふれあい、交流できる場づくり
- 2 地域での見守り体制づくり
- 3 地域での支え合いのネットワークづくり



関連するSDGs 1 2 3 5 8 10 11 16 17

基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

施策の方針

- 1 包括的な支援を行う体制づくり
- 2 自立を支える福祉サービスの向上
- 3 安心して住みやすい生活環境の整備



第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策の方針1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進

関連するSDGs 3 4 5 10 16 17

磐田市の「いま」

○福祉を学ぶ機会の充実や、福祉にかかる情報発信が求められている。また、障がい者の方や認知症の方などが**偏見を持たれない社会が求められている。**

【市民の声】

障がいのある人(子)とその家族が、偏見をもたれない社会が必要。また、障害だけではなく、認知症など普通に生活をしている中では理解がされにくい病気についても、多くの人に理解と知識を得てほしい。(市民アンケート)

施策の方向性

地域での福祉活動や、福祉について学ぶ機会の充実を図ることで、助け合いや思いやりの心を育みます。また、**年齢や障害の有無、性別や国籍にかかわらず**、互いを認めつつ地域に住むすべての人たちが相互に連携し、福祉に関心をもつことができる取組を行います。

市民・地域が取り組むこと

- 一人ひとりが互いを思いやり、尊重することで偏見や差別をなくしましょう。
- 福祉についての情報を入手しましょう。
- 年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、地域で交流しましょう。

行政が取り組むこと

福祉体験や福祉施設の協力を得ながら、福祉への関心を高める事業を実施するとともに、あらゆる手法で情報発信に努めていきます。

また、年齢や性別、障がいの有無、国籍にとらわれず、偏見や差別のない地域社会をつくるため、一人ひとりの人権意識を高める人権教育・啓発活動に取り組みます。

社協が取り組むこと

福祉の心育成事業助成金、社協職員や障がい者、ボランティアによる福祉教育の実践支援、福祉お助け用品の貸出、地域の多様な団体・機関との連携による取り組み等により、地域福祉教育を充実していきます。

また、社協だよりやホームページなどで市民に向けて地域福祉活動を広く周知します。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
地域福祉教育の講座などの開催数	125回 134回(R1)	145回	人権教室等の啓発機会を増やして、人権教育・啓発活動を推進する。

※1…人権教室、地域福祉教育講座、人権教育講演会の開催回数

行政の主な取組

施策	主な事業名	内容
福祉を学ぶ機会の提供	総合的な学習の時間の活用	小中学校における総合的な学習の時間を活用して福祉体験や福祉施設の訪問等を行う。
	その他事業：☆認知症サポーターの養成 ☆福祉情報の積極的な発信	
心のバリアフリーの普及・推進	人権教室の実施	偏見や差別のない地域社会をつくるため、人権擁護委員*が行う小中学生を対象とした人権教室に対する活動を支援する。
	その他事業：☆人権教育講演会 ☆社会を明るくする運動*	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域の多様な機関との協働による福祉教育の充実	社会福祉法人や福祉団体・施設、地域づくり協議会福祉部・地区社協等、各種ボランティアと、福祉教育に関する課題共有と協働を推進する。	幼保及び小中学校の学府単位の取り組みと地域福祉関連団体との連携によるモデル地区での先駆的プログラムを推進する。	地域課題の視点に立った福祉教育プログラムを構築する。未来の福祉人材の確保につながるきっかけ作りの場の提供をする。
心のバリアフリーの普及・推進	地域共生社会の啓発を目的とする講座や研修機会を実施。市社協主催の「みんなの福祉教育」、地区社協主催の研修支援を行う。	地区社協など地域福祉活動団体のほか、大学や企業など多様な主体との協働による事業展開を模索する。	地域、学校、企業等、接点が少ない主体同士の協働活動を通して、心のバリアフリーや地域共生社会を具現化する。
広報・啓発活動の充実	社協だより、ホームページ、SNSなど、広報媒体を有効活用する。また、社会福祉大会*を軸として、社会福祉法人や各種団体の活動啓発の機会とする。	SNSの効果的な活用を実践するため、大学生や20歳代の若者の参画を進め、若年層、勤労者層への働きかけのきっかけをつくる。	地域福祉を日常生活で感じて実践できる市民を増やすため、身近に実践できる活動や幅広い取り組み方があることを広報活動で浸透させる。

施策の方針2 生きがいづくりと社会参加の促進

関連するSDGs 3 4 5 8 10

磐田市の「いま」

○高齢者が生きがいをもって社会参加することや、高齢者の一人ひとりが元気で過ごすことが求められている。

【市民の声】

- ・ 各人が健康寿命を延ばし、長生きすることが大切。そのためには、生きがいをもって社会と関わる必要がある。(市民アンケート)
- ・ 一人ひとりが元気で、自分のことは自分でできる生活をしたい。(地域福祉懇談会)

施策の方向性

年齢を重ねても、障がいがあっても、**誰もが地域で**生きがいをもって安心して暮らし続けることができる環境が大切です。

元気な高齢者もつ知識や経験を地域社会で活かし、地域福祉の担い手として社会参加することで、自らの健康寿命を延ばし、誰もが生きがいを持って生活できる地域社会を目指します。

市民・地域が取り組むこと

- 地域活動に興味を持ち、一緒に活動しましょう。
- ワークライフバランス*を保ち、生きがいづくりや地域活動へ参加しましょう。
- 老人クラブ、サロン、いきいき百歳体操*などに参加して、介護予防、認知症予防を推進するとともに、サロン活動にも積極的に参加しましょう。
- 地域や行政が開催する生涯学習の場に参加してみましょう。

行政が取り組むこと

高齢者の生きがいづくると社会参加を図るため、老人クラブ活動を支援します。また、高齢者が人生を豊かに過ごすために、生涯学習やスポーツ・レクリエーション大会を支援します。

また、障がい者の社会参加を後押しするため、農福連携*をはじめとして事業者と協力しながら障がい者の就労支援を進めます。

やさしい日本語の活用をはじめ、外国人市民に効果的な情報発信に努めるなど、男女共同参画・多文化共生のまちづくりを各種団体と協力して進めます。

社協が取り組むこと

誰もが安心して暮らせる地域づくりのきっかけとして「地域共生型の居場所」を目指します。加齢や病気や障がいによる不自由さを持つ方、子育て世代等も、誰もが出番と役割と生きがいを感じられて、自分らしさを活かして参加できる取り組みを広げます。それらの活動が、地域のつながりに基づいて進められるよう、人材養成やつながりづくりの機会を支援します。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
障がい者の就労者数 ※2	1,069人	1,200人	障がい者の就労支援を通して、障がい者の社会参加を促進する。
社会参加促進講座の参加者数	7人 31人（R1）	40人	自ら楽しみながら地域共生を進める地域活動のリーダーを養成する。

※2…課税状況調で本人が障害者控除を受けている者のうち、課税されている者の数

行政の主な取組

施策	事業名	内容
生きがいつくり支援	老人クラブ活動への支援	老人クラブに対して活動費の助成や広報活動を支援する。
	その他事業：☆各種講座を通じた生涯学習の推進 ☆インクルーシブスポーツ*の推進	
社会参加の促進	障がい者の就労支援	障がい者の雇用の促進や、就労上必要な生活支援及び職場定着などの一般就労を促進する。また、障害者地域活動支援センターにおいて、障がい者の自立を支援する。
	その他事業：☆社会参加促進講座の実施	
男女共同参画・多文化共生のまちづくり	多文化共生啓発事業	多文化共生推進プラン*に基づき、市政情報を外国人市民が受け取りやすいよう、やさしい日本語やSNSを積極的に活用し、効果的な情報発信に努める。
	その他事業：☆外国人児童生徒学習サポート教室の推進 ☆男女共同参画講演会の実施	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
生きがいつくり支援	地域での介護予防活動、社会参加促進は必須。活動者の高齢化・担い手不足が活動団体全般の課題であるため、既存の活動（老人クラブ、高齢者サロン、子育てサロン、居場所づくり）のあり方を含めて課題の整理を行う。	既存活動を再定義し、地域共生の居場所の普及を検討する。自身の健康づくりと生きがいつくりのための機会として、自発的に参加する活動となるよう支援を強化する。多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	出番と役割と生きがいがそこにあり、自ら求めて活動をしたくなるような居場所づくりとなるよう継続して支援する。その活動を担うリーダー養成として社会参加促進講座を市と共催し、他の一般市民の参加拡大も図る。

心の支援・ひきこもり支援	精神面に不安のある方の通いの場の一つとして心に寄り添うサロンの充実を図る。また、ひきこもり支援について、市や関係機関と連携しボランティアを中心に理解者を養成する取り組みを検討する。	理解を深めた住民ボランティアによって、当事者やその家族の居場所や活躍の場が創出・運営されている。	精神障がいや発達障がい、ひきこもりといった、生きづらさを抱える当事者やその家族が地域の中で孤立せず受け入れられ、理解者が学びを生かし、自身でできることで社会に貢献していく。
--------------	--	--	--

地域福祉あれこれ ① 豊岡みんなで健康めざし隊

仲間づくりをしながら、健康づくりを継続することを目指す取り組みです。社会参加促進講座のつながりをきっかけに、豊岡地区の里山公園や獅子ヶ鼻公園、豊岡総合センター周辺など、ウォーキングコースを考え、参加希望者がみんなでウォーキングを楽しみます。個人で取り組む健康づくりを、地域の人同士の関係をつくりながら進めることで、非常に効果が上がります。「ひとりだとなかなか歩けないね」と言いながらみんなで歩くと、あっという間に時間が過ぎます。



地域福祉あれこれ ② いわた多文化防災の会(あい-たぼ)

市内に暮らす約 8,500 人の外国人の皆さんは、災害時に情報が入りにくく困難な状況に陥りやすくなるかもしれません。多様な言葉や生活習慣・文化があることを前提に、外国人も同じ地域で暮らす住民として、共に防災活動を行うことを「多文化防災」と呼びます。「いわた多文化防災の会」は、磐田国際交流協会のメンバーで、日本人も外国人も一緒に活動するボランティアグループです。日本語が苦手な外国人にも分かる「やさしい日本語」の啓発、市内の防災訓練への外国人の参加を促す活動などを行っています。「やさしい日本語」を使うと、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障がいを持つ方にも分かりやすくなります。「市内の外国人には、若くて元気な方が大勢います。日頃からあいさつを交わし、草刈りやお祭りで交流していれば、救助活動や避難所の運営時に彼らも支援者となって活躍し、共に助け合えることができるのではないのでしょうか。」と会員の方は話してくれました。



施策の方針3 地域活動・ボランティア活動人材の育成

関連するSDGs 3 11

磐田市の「いま」

○ボランティア団体、高齢者サロンなど地域で活動している多くの団体で担い手の高齢化や新たな担い手の確保が難しい状況にあり、運営の継続が難しくなっている。

【市民の声】

高齢者サロンの担い手が不足しており、新たな担い手もみつからない。また、運営にかかわるボランティアは高齢化しており、活動を継続するためには、担い手の確保が早急に必要である。(地域福祉懇談会)

施策の方向性

地域福祉を進める担い手は、地域に住むすべての人たちです。地域活動やボランティア活動を継続して行うことができるよう、地域を支える人材やボランティア活動に取り組む人材の育成を図ります。

市民・地域が取り組むこと

- 「自分にもできそう」、「やってみたい」と思えるボランティアを見つけて参加してみましよう。
- 友達や仲間を誘い、ボランティアに参加してみましよう。
- ボランティア活動の後継者を育成していきましよう。
- ボランティア活動は負担にならない程度で活動、参加しましよう。

行政が取り組むこと

地区社協や地域づくり協議会福祉部への支援や、ボランティア登録制度を推進するための啓発活動などを通じてボランティアの育成と確保を進めるとともに、民生委員・児童委員と協力して地域活動のサポートを行います。

また、キャラバンメイト*による認知症サポーターの養成などにより、地域福祉の担い手づくりを進めます。

社協が取り組むこと

幅広い年代や、多様な活動機会を支援するため、ボランティア活動の参加機会の拡大と、地域福祉活動の「サロン・見守り・生活支援」の活動内容に応じた支援、幅広い共同募金運動など、活動参加の機会を拡大させます。また、ICT*活用や災害ボランティアなど、新たに必要とされる事項に対応できる人材育成を強化します。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
ボランティア登録制度への登録者数 ※3	個人 58人 団体 15団体	個人 80人 団体 30団体	ボランティア活動の担い手を確保するため、ボランティア登録者を増やす。
地域せいかつ応援倶楽部の実施地区 ※4	8地区	11地区	地域住民による互助活動として、日常生活支援の取り組みを進める。

※3…市民活動センターと協働して運営する「磐田市ボランティア登録制度」への登録者数

※4…地域づくり協議会福祉部（地区社協）が主体となり住民参加で生活支援活動を実施する地区数

行政の主な取組

施策	事業名	内容
ボランティアの育成と確保	地区社協（地域づくり協議会福祉部）への支援	地区社協や地域づくり協議会福祉部会へ活動費を助成する。また、地区社協連絡協議会へ参加し、必要な情報提供を行う。
	その他事業：☆ボランティア登録制度の推進（市民活動支援センターの支援） ☆市民後見人*の養成 ☆災害時におけるボランティアの確保 ☆中学生地域リーダー養成講座の実施	
地域福祉の担い手づくり	【再掲】認知症サポーターの養成	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する。
	その他事業：☆小・中・高・大学との連携	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
ボランティアの育成と確保	市民活動センターと共に進めるボランティア登録制度と、既存のほっとな地域づくり仕掛人の融合を検討する。また、大学等との事業連携強化、ICTに対応できる人材の育成事業を推進する。	大学等との事業連携による若い世代のボランティア活動の参加促進。ICTに対応できる人材を増やすための事業の継続。	ボランティア登録制度を基盤としたボランティア人材の一元管理。ICTを活用しリアルタイムでボランティア情報を得られる機会を確保。ボランティア活動の参加機会の充実と幅広い年代の人材確保。
地域福祉の担い手づくり	地区社協等のもとで活動する福祉委員の位置づけ強化。地区の	福祉委員等の担い手による小地域福祉ネットワーク*の見守り	地区社協や福祉委員、地域せいかつ応援倶楽部に関わる担い手

	課題解決の主力として継続支援。市・地域せいかつ応援倶楽部では、地域課題の把握と担い手育成をする。地区社協及び福祉委員の活動の三大活動として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	活動が浸透するように研修を充実させる。また、市内各地で地域せいかつ応援倶楽部等の生活支援活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
知識や技術の専門家に対応できる人材育成	担い手・リーダー養成事業を再構築し、持続可能な人材育成を推進。ICT活用など新たな活動様式に対応する人材を育成。過去の講座後の自主グループ支援を継続し、多様化するニーズに対応。	担い手・リーダー人材の知識や技術の研修を行い、市民の視点で地域福祉活動に関わる人材を養成する。	地域福祉活動にICTを上手に取り入れ担い手、リーダーが有効なネットワークを構築し、情報共有・相談ができる仕組みを進める。
災害時におけるボランティアの確保	令和4年台風15号被害の対応を振り返り、災害ボランティアコーディネーター*と連携を強化し、ボランティア登録した市民に対して研修機会を提供する。また、災害時に技術ボランティアとして活動できる人材の育成をする。	災害ボランティア*センターの運営をテーマとして、災害ボランティアコーディネーター、防災・減災の活動団体、技術系NPOなどのゆるやかなつながりづくりをする。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、多様な人材が関わることができる協働の場づくりをする。
共同募金運動への参画による人材確保と育成	若い世代に対し、学校・街頭募金活動への積極的な参加を促すため、福祉教育プログラムに「共同募金」を位置づけ、理解と協力が得られる仕組みを構築する。	令和5・6年度から継続して共同募金プログラムを実施するとともに街頭募金活動やグッズ作成などの協働できる活動を提案し、実活動の推進を図る。	市内の半数以上の小・中・高等学校で共同募金運動が展開され、校内での募金活動や街頭募金への参加協力、ポスターや募金箱等啓発グッズ作成等、多種多様な手法で共同募金運動に関わる。

地域福祉あれこれ ③ 西貝地区文化祭で中学生大活躍

西貝地区の中学生が、地区の文化祭でしっぺいグッズ販売のお店を企画し、その売上を磐田市災害義援金と磐田市社会福祉協議会へ寄付しました。自発的に集まった中学生は、テントひと張り分のスペースを任せられ、アイデアを出し合い、自由な発想で企画と準備を楽しみました。参加した中学生の皆さんは、「地域の方と話をするきっかけになりました。また参加したいです。」と話してくれました。



基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり

施策の方針1 地域でふれあい、交流できる場づくり

関連するSDGs 3 5 10 11 16 17

磐田市の「いま」

○高齢の親の介護やコロナ禍などで、外出機会や人とふれあう機会が減り、人との交流や居場所を求めている高齢者が増えている。

【市民の声】

- ・コロナ禍以降、人との交流ができなくなった。近所の高齢者仲間と定期的に来て井戸端会議ができるような場所がほしい。(市民アンケート)
- ・月1回の高齢者サロンではなく、いつでも利用できる常設された居場所がほしい。(市民アンケート)

施策の方向性

子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に集える場所があり、交流活動に参加できる地域づくりを進めます。

市民・地域が取り組むこと

- 交流センターなどの公共施設のほかにも公会堂などを活用しましょう。
- サロン活動やこども食堂などの活動を広めていきましょう。
- 花壇を作ったり、交流の場としてより親しみの持てる地域の場づくりを進めましょう。
- 交流センターまつりなどへ参加しましょう。

行政が取り組むこと

交流センターを拠点とした健康づくり、介護予防、相談、見守りなどの地域福祉を推進します。

また、地域やNPO、ボランティア、事業所などと連携して、地区の公会堂や事業所等の施設の一部を活用した居場所づくりを進めるとともに、いきいき百歳体操やサロンなどの自主的な取り組みに対して支援します。さらに、民間企業から提案を求めるなど公民連携による介護予防事業にも取り組みます。

社協が取り組むこと

人と情報が交わる拠点となり多様なボランティアニーズに対応できるよう、関係機関との連携とボランティアセンターの機能を強化します。また、既存の老人クラブや高齢者サロン、子育てサロンなどの交流活動に対して、地域共生を意識した取り組みとなるよう、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行います。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
介護予防に関する普及啓発回数 ※5	78回 230回(R1)	246回	健康づくりを専門職が支援し、介護予防活動に関わる人材育成を図る。
多世代交流を含む活動団体数 ※6	42団体	60団体	多世代・地域共生を含む活動を行う団体を増やす支援をする。

※5…まちの保健室実施回数、いきいき100歳体操の立上時と年1回の専門職のフォロー回数

※6…介護予防活動で多世代交流を実施、幅広い担い手による子育てサロンなど、多様な交流活動を行う団体数。

行政の主な取組

施策	事業名	内容
地域福祉の拠点づくり	地域の健康づくりの支援	交流センターを拠点に地域の健康づくりを支援する。
	その他事業：☆交流センターの利用促進	
通いの場（居場所づくり）	住民主体の通いの場創出支援	高齢者の生きがいづくりや介護予防、地域での見守り・支援の仕組みづくりのため、高齢者サロンの活動費を助成する。
	その他事業：☆いきいき百歳体操の推進	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域福祉活動・ボランティア活動拠点の活用促進	ボランティア活動の拠点として、相談できる場、情報を発信する場としてセンターを充実させる。ボランティア登録者の増加、相談やコーディネートの実施のため、SNSの活用など、情報収集と発信方法を検討する。	SNSを活用したボランティア情報の発信で、リアルタイムで情報を発信する。多様なニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化していく。	多様なボランティアニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化する。相談やコーディネートの充実や、SNSを活用した積極的な情報発信をする。
地域内交流に参加できる機会づくり	老人クラブやサロンなどの高齢者の通いの場、子育てサロンなど、従来の対象や枠組みにとらわれない居場所づくりの活動について、支援のあり方を含めて課題の整理を行う。	既存の活動を再定義し、「地域共生型の居場所」の普及を検討する。従来の活動団体に対して、地域共生社会実現の入り口として、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	世代や属性をこえて住民同士が交流できる居場所により、地域づくりと個人の幸せが実現される。他の人に対して抱く信頼や、お互いさまの人間関係・つながりによる活動が定着する。

施策の方針2 地域での見守り体制づくり

関連するSDGs 3 5 10 11 16 17

磐田市の「いま」

○独居高齢者や他の地域住民との関係が少なくなりがちな高齢者や障がい者の見守りが課題となっている。

【市民の声】

- ・ウォーキングすることで、地域住民の異変（草が生い茂っている、新聞がたまっているなど）に気付くことができ、地域の見守りにつながる。（地域福祉懇談会）
- ・地域とのつながりがない独居高齢者の見守りは、大きな課題である。（地域福祉懇談会）

施策の方向性

日頃から、お互いの顔の見える関係を構築し、あいさつが交わせるご近所づきあいや声かけ、見守りなどを行うことで、支援を必要とする人が孤立することなく、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

また、ひとり暮らし高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする方を把握し、向こう三軒両隣で普段から見守りが出来る地域を目指します。

市民・地域が取り組むこと

- 普段から見守り、声かけ（あいさつ）をしましょう。
- 子どもたちの見守り、防犯活動を地域全体で取り組みましょう。
- 日頃から地域での防災意識を高めましょう。
- 近所の結びつきを活性化し、支援が必要な方への見守り体制を進めましょう。
- 防犯情報等の入手に努めましょう。

行政が取り組むこと

民生委員・児童委員、地域づくり協議会、認知症サポーターが行う見守り活動など、地域住民への見守り活動を支援することで、必要な支援につなげられるようにします。

また、災害時要配慮者支援体制の整備や、地域づくり協議会を中心とした地域防犯活動を支援します。

社協が取り組むこと

地区社協等のもとで関係する委員や地域住民が連携する等、各地区の実情に合わせて小地域での見守り活動が展開できるよう、生活支援コーディネーターが伴走して支援をします。

また、日頃の取り組みが災害時にも活かせるよう、地元の関係団体が合意形成して取り組む被災者支援と協働の場づくりを推進します。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
避難行動要支援者* 個別避難計画作成率	81.5%	100%	個別避難計画作成により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保する。
災害ボランティアセンターの運営に関わる市民 ※7	51人	90人	災害ボランティアセンターで活躍する人材の幅を広げる。

※7…災害ボランティアコーディネーターの他、技術系の活動などを行える人材の増加を含んだ人数。

行政の主な取組

施策	事業名	内容
見守り活動の推進	民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会との連携により、地域住民の見守り活動を推進する。
	その他事業：☆地区見守り活動の推進 ☆【再掲】認知症サポーターの養成 ☆認知症カフェ*の開設支援 ☆緊急通報システム貸与事業の推進 ☆見守りオレンジシール*の推進	
自殺を防ぐ見守り体制の推進	ゲートキーパー*養成研修	自殺のサインに気づき必要な支援につなげられるゲートキーパー養成研修を実施する。
災害時要配慮者支援体制の整備	避難行動要支援者名簿の作成	民生委員児童委員協議会や自治会、自主防災会と協力して、災害時避難行動要支援者の個別計画の作成を推進する。
	その他事業：☆福祉避難所の体制整備	
地域の防犯活動への支援	青色回転灯装備車両による防犯パトロール活動などの支援	地域づくり協議会への活動費や、講習会開催の活動を支援する。
	その他事業：☆街頭啓発などの活動への支援 ☆振り込み詐欺対策や不審者情報の発信	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
見守り活動の推進	地区社協のもとで福祉委員、サロン、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等が連携して実施する見守	サロンが市内全域に浸透したのと同様に、地区の事情に合った取組みで小地域福祉ネットワークの見守	地区社協、福祉委員、民生委員・児童委員、老人クラブ等による地域内の課題把握と合意形成を行

	りや声かけを支援する。活動の具体化や活性化にむけた相談支援を行う。地域福祉活動の三大活動として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	り活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	う。見守り活動を通して把握できた個別のニーズを地域課題の解決に反映させる。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
災害ボランティア活動支援体制の整備	様々な災害に柔軟に対応するため、市や関係機関・団体との連携や災害時の協力に関する協定締結を進める。また、災害ボランティアセンター立ち上げなど優先の取組事項を整理し、事業継続計画や防災計画に反映させる。	水害や震災などさまざまな被害の想定をした災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。市や関係機関、団体等の参加による実践的な訓練を行い、得られた課題を検証する。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、地元の関係団体が合意形成して取り組む被災者支援と協働の場づくりを推進する。

地域福祉あれこれ ④ 見附宿いっぷく処

ボランティアが作るお弁当やお惣菜などを安価で提供しています。高齢者や子ども同士と一緒に食事や会話などを通して、ふれあいや見守りをする地域の居場所です。平成29年から、65歳以上の方を対象にした「シルバー食堂」を本格的に開始し、その後、主に小中学生を対象とした「こども食堂」も展開。栄養バランスの取れた食事を提供しています。食とスポーツを通じて市民の健康促進や経済の活性化につなげるプロジェクトのひとつ「ジュピロ飯」にも参加し、認定メニューの「天ぷら煮物定食」の提供もされています。代表の方は、「地域の皆さんが食材を提供してくれ、多くの支援のおかげで成り立っています。多くの方に知ってもらい、利用していただきたい。」と語られ、利用されている方からも「美味しいから来ています。こうした居場所があることはありがたいです。」と話されました。



施策の方針3 地域での支え合いのネットワークづくり

関連するSDGs 3 11 16 17

磐田市の「いま」

○近所づきあいを大切にし、地域の事業者や施設と連携して、地域の支え合いを進めることが求められている。一方で、近所づきあいや自治会活動が煩わしいと感じている人も多く見受けられる。

【市民の声】

- ・近所づきあいがなく情報がない世帯については、近所からの情報が重要。地区の高齢者施設や障害者施設などと連携して、支え合いを進めるべきである。（地域福祉懇談会）
- ・自治会活動や子ども会など、地域の活動が多すぎる。子どもの習い事なども忙しく、近所づきあいする余裕がない。（市民アンケート）

施策の方向性

地域住民と事業所、専門職、NPO、ボランティア団体などが連携し、それぞれの立場や役割を理解してネットワークを強化する中で、支援の必要な人や地域における福祉課題を見逃さず、適切な活動につなげられる地域を目指します。

市民・地域が取り組むこと

- 地域づくり協議会の活動に地域の生活課題を解決していく仕組みを設け、地域の特性にあった活動に計画的に取り組みましょう。
- あいさつを活発にして、近所づきあいを大切にしましょう。
- 地域の住民と事業所、専門職の交流を深め、連携づくりをすすめましょう。

行政が取り組むこと

社会福祉協議会や地域づくり協議会への支援、生活支援コーディネーターの配置などにより、地域福祉推進体制を強化しながら、地域課題解決に向けて取り組みます。

また、市民の異変に気付いた際には、地域包括支援センターと連携し、安否確認や支援につなぐ取組を実施するとともに、民生委員・児童委員と協力して専門機関へ繋げられる地域を目指します。

社協が取り組むこと

地区社協等のもとの小地域福祉ネットワークとして、見守り活動を支援します。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を目指します。生活支援コーディネーターが調整役となり、関係する地域住民や役員、専門職の連携が進むよう、地域づくりの業務に取り組みます。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
生活支援コーディネーターによる地域資源把握件数 ※8	401件	450件	地域資源を把握し、地域の支え合いに関する情報を整備する。
協議体に相当する対話の機会の実施回数 ※9	9地区 19回 8地区 19回 (R1)	20地区 40回	地区社協等を中心とした、協議・対話の機会を支援する。

※8…生活支援コーディネーターが交流センター等に出向き、地域で開催している講座や地域での活動団体の把握件数

※9…地域住民や専門職等により地域課題を検討し、解決策を実行するための話し合いの実施回数

行政の主な取組

施策	事業名	内容
地域福祉推進体制の強化	生活支援コーディネーターの配置	地域資源やニーズを把握して、住民同士の助け合い活動を支援する。
	その他事業	☆地域ケア会議*の推進 ☆社会福祉協議会への支援 ☆社会福祉法人等事業者との連携 ☆地区社協（地域づくり協議会福祉部）への支援
孤立しがちな高齢者などの見守り体制の構築	高齢者等見守りネットワーク事業の推進	日頃の業務や活動の中で市民の異変に気付いた際に、地域包括支援センターと連携し安否確認や支援につなぐ取組を実施する。

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域づくり協議会福祉部・地区社協による「小地域福祉ネットワーク・見守り活動」の推進	地区社協内での福祉委員会の位置付けについて、各地区の課題解決の支援を行う。他地区との意見交換する場として地区社協等連絡協議会を活用する。市内の状況だけでなく、他市町の先進例等も提供する。	地区社協等の資金面の支援と、専門機関との連携によるネットワーク構築により、小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう支援する。地区の状況に応じた展開ができるよう協議体を活用する。	地区社協等の地域福祉の担い手の参加による地域内の課題把握と活動推進の合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
住民主体の地域包括ケアシステムの構築	地区社協等の生活支援や老人クラブ・サロン等による介護予防の充実を図るとともに、法人連絡会や障がい者支援ボランティアのネットワークを充実させる。地域の協働で生活支援コーディネーターの地域づくり活動を活性化する。	住民主体のさまざまな活動の充実を図りながら重層的支援の体制をめざし、施設等と情報の共有を行う。生活支援コーディネーターによる地域の協働促進をする。	生活支援コーディネーターがソーシャルファシリテーションの力を発揮し、地区社協の協議体や法人連絡会などの対話から生まれるアイデアや共感による地域づくりを推進する。

基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

施策の方針1 包括的な支援を行う体制づくり

関連するSDGs 1 2 3 5 8 10 11 16 17

磐田市の「いま」

○市民アンケートによると、相談窓口の充実が求められている。

○市民アンケートによると、生活上の悩みや不安を相談できるのは、家族や友人が最も多く、専門機関の相談窓口の機能強化と合わせて、市民に相談窓口や専門職等の周知を図る必要がある。

【市民の声】

- ・どこに相談すればよい？ではなく、ここに相談したらなんとかしてもらえる、そんな相談窓口がほしい。複雑に絡んでいる問題を、それぞれの担当部署から回答があるようでは解決するのは難しい。(市民アンケート)

施策の方向性

福祉の分野を超えての情報共有や課題解決を目的として、柔軟に対応できる連携や相談体制の強化を図り、総合的かつ包括的な支援体制の充実を図ります。

市民・地域が取り組むこと

- 家族や友達をはじめ、地域における身近な人の悩み、困りごとを察知し、相談相手になるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員等とかかわりを持ち、気軽に相談しましょう。
- 一人で悩まず市の相談窓口や専門機関に相談しましょう。
- 行政や団体からの福祉情報を周囲の人に伝え、地域の中で情報を共有しましょう。

行政が取り組むこと

高齢者、障がい者などの属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、解決につなぐために、「こども家庭センター*」の設置の検討など、各種相談機関の充実や連携により、包括的相談支援体制を強化します。

また、多機関協働による支援体制の整備等により、地域資源を生かすとともに各機関が連携を図ることで、重層的な支援体制の整備を進めます。

社協が取り組むこと

重層的支援体制の一環として、既存の制度による解決が困難な制度のはざまの課題対応を検討するため、多様な専門職と課題共有をして解決方法を検討します。そして、個別課題を地域課題に捉え、地区社協等を中心とする話し合いの機会(協議体)で共有し、地域ぐるみの課題解決につなげるための取り組みを進めます。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
地域包括支援センターの相談件数	23,279 件	24,000 件	地域住民の健康及び生活安定のために必要な援助と、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。
福祉なんでも相談窓口の相談件数 ※10	135 件	200 件	市社協及び市内社会福祉法人との連携により相談対応を行う。

※10…高齢者施設、障がい者施設、保育園などを運営する市内の23の社会福祉法人が連携して行う無料相談の件数。

行政の主な取組

施策	事業名	内容
相談支援体制の強化	地域包括支援センターによる相談	介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支えている。電話・来所・訪問での相談を実施している。
	自立相談支援センターによる相談	生活困窮者の自立に向け、各種窓口と連携した相談支援を行う。
	その他事業： ☆暮らしの安心相談センター ☆障害者相談支援センターによる相談 ☆成年後見支援センターによる相談 ☆子育て世代包括支援センター・発達支援センターはあとによる相談 ☆こども・若者相談センター（こども相談・女性相談・若者相談）による相談 ☆子育て支援センターによる相談	
重層的な支援体制の整備	多機関協働による支援体制の整備	福祉総合相談の充実や地域活動との連携などにより、重層的な支援体制の整備を進める。
	その他事業：【再掲】 ☆社会福祉法人等事業者との連携	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
包括的相談支援体制・重層的な支援体制に基づく事業	重層的支援体制の構築に向けて、福祉なんでも相談窓口の強化、市の関係課担当者や専門職等と柔軟な対応のための連携関係を築く。既存の制度による解決が困難な、制度のはざまの課題対応を検討する。	市社協各係及び地域包括支援センターや多機関専門職、地域せいかつ応援倶楽部による個別支援から得られたニーズをもとに、他にも同様のニーズを抱えた人がいると捉えて地域課題へ昇華させるコミュニティソーシャルワーク*の考えを実践する。	地域の人材や仕組みを活用して生き難さを抱える人を支援するコミュニティソーシャルワークの考えに基づき、他の専門職と課題共有をして解決を目指す。把握した課題を、地区社協による協議体で話し合い、地域での資源開発に活用する。

施策の方針2 自立を支える福祉サービスの向上

関連するSDGs 1 2 3 8 10 11 16 17

磐田市の「いま」

○障がい福祉サービスや、高齢者の在宅福祉サービスの充実が求められている。

【市民の声】

- ・障がい者である子どもをその親が高齢で面倒をみれなくなった時、障がい者が安心して生活できるようにしてほしい。(市民アンケート)

施策の方向性

地域に住む誰もが公平にサービスを利用できる機会が与えられ、支援が必要な時に必要なサービスが受けられる地域、生活上のちょっとした困りごとを住民同士で支えられる地域を目指します。

また、高齢者や障がい者の日常生活支援の充実、生活困窮者に対する自立支援、成年後見制度の利用促進により、安心して暮らせる地域を目指します。

市民・地域が取り組むこと

- どんな場所でどのような生活を送りたいかなど、将来の生活を想像することで、自立して安心した生活を送れるような備えをしましょう。
- 生活上のちょっとした困りごとに対し、民生委員・児童委員へ相談するなど、住民同士で助け合う方法を考えましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業*など、権利を守るための制度について、その内容や目的を理解し、必要に応じて利用できるようにしましょう。

行政が取り組むこと

高齢者在宅福祉サービスや障害福祉サービスなどにより、日常生活を支援するとともに、障害者地域活動支援センターや、就労支援をはじめとした生活困窮者自立支援事業により、障がい者や生活困窮者の自立を支援します。

また、成年後見制度利用促進事業により、認知症などの判断能力が十分でない人を支援します。

社協が取り組むこと

相談機能の充実を基本として、生活困窮者の自立支援、福祉サービス利用援助の推進、成年後見制度の利用促進、法人後見・後見監督等の事業を進めます。相談者の自立の支援につなげるよう、地域での早期把握や見守り体制の構築、生活に困窮されている方や高齢者や障がい者に関わる各種機関との連携による課題解決を進めます。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
成年後見支援センターの相談件数	R4年8月開設	240件	市民や関係機関からの相談対応により、制度の利用を促進することで自立を支える。
市民後見人への移行件数 ※11	1件（R4～）	4件	地域の人材が権利擁護を担えるようになる。

※11…市社協が行う法人後見の利用者から、市民後見人への移行する件数。

行政の主な取組

施策	事業名	内容
高齢者や障がい者の日常生活支援の充実	障害者地域活動支援センターの運営	障がい者の日中の居場所としてレクリエーション活動や部品の組み立て作業等の機会を提供したり、専門職の相談を通し地域の支援機関等と連携を深め、障がい者の自立を支援する。
	その他事業：☆高齢者在宅福祉サービスの実施 ☆介護保険サービスの提供 ☆認知症高齢者等個人賠償責任保険事業*の推進 ☆障害福祉サービスの提供 ☆障害児通所支援 ☆【再掲】障がい者の就労支援	
生活困窮者に対する自立支援	生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立に向けて、専門知識を有する支援員を常時配置することで、更なる自立支援を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援 ・就労準備支援 ・住居確保給付金の支給 ・一時生活支援* ・家計改善支援 ・学習支援
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用の促進	成年後見支援センターにおいて、広報・啓発・相談・後見人支援などの機能を充実し、制度の利用促進を図る。
	その他事業：☆成年後見制度報酬助成*の実施	

※参照 P48 成年後見制度利用促進基本計画

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
相談機能の充実	福祉なんでも相談窓口の周知を図る。他機関等が設ける相談窓口を再確認し、情報の整理、提供を行う。	自ら支援につながる人が難しい人に、関係者と連携してアウトリーチ*を含めた相談支援体制を検討する。	相談者の自立の支援につながる適切な窓口や制度に繋げることができる。複雑な課題を抱えた世帯への支援体制への協力ができている。
生活困窮者の自立支援	自立相談支援事業の協働受託により、家計相談支援による自立の支援を担う。小口福祉資金、県社協生活福祉資金貸付事業で、丁寧な相談対応と償還指導を行う。	関係機関と連携し、個々の生活困窮者に寄り添い自立支援を行う。貸付制度の相談者・利用者を他制度の利用にも繋げる仕組みを構築する。地域で取り組む生活困窮者支援に関する情報を収集して提供する。	新たな自立支援に関する仕組みやサービスを検討する。また、住民への意識づけにより、地域での早期把握や見守り体制の構築等、自立支援事業と地域との連携を進める。
福祉サービス利用援助の推進	日常生活自立支援事業の初回相談から利用までの検討手順や職員間の情報共有の方法を明確にする。事例検討により支援の振り返りや、職員のスキルアップを図る。	生活支援員*の増員、研修を充実する。研修では法人連絡会に適切な講師を依頼する等、連携を深めるとともに事業への理解を推進する。	利用者のありがたい姿を関係者で共有し、自己決定を支援する。支援員に活動へのやりがいを継続して感じてもらおう。
成年後見制度の利用促進（成年後見支援センター受託運営）	年度ごとの目標のステップは P48～51 参照		
成年後見制度の利用促進 （法人後見・後見監督等）	支援内容や対応の振り返りを通して、法人後見の支援手順の共有化・効率化を図る。市民後見人移行に伴う後見監督人*を受任しながら、後見監督人業務の手順を明確にする。	市民後見人養成講座修了者に支援員として活動してもらい、経験の蓄積を図る。後見監督人の辞任に向け、必要な情報整理や関係者のネットワークづくりを進める。	市民後見人の活動人数が拡大する。支援員に後見活動へのやりがいを継続して感じてもらえる。後見監督人を辞任することで、独立した市民後見人を誕生させる。

成年後見制度の利用促進（磐田市成年後見制度利用促進基本計画）

1 計画の考え方

(1) 背景

成年後見制度は、2000年に介護保険制度と同時にスタートしましたが、必要な人に制度利用が進まない現状がありました。

本市では、約48,000人の高齢者のうち、介護認定の原因疾患で約5,000人が認知症とされています。また、療育手帳を所持する知的障がい者は約1,500人、精神保健福祉手帳を所持する精神障がい者は約1,000人います。成年後見制度利用者は約260人（令和4年2月静岡家裁報告）で、判断能力が不十分な人を認知症や障がいのある人約7,500人と想定した場合、約3.5%の利用となり、成年後見制度の利用が本市においても十分でないことがわかります。

こうした状況に鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これにより、市町村は、当該区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めることとされました。

(2) 計画の目的

磐田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」といいます。）は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含することで、支援が必要な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができる「地域共生社会」実現の一翼を担うものとして、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用促進だけでなく、権利擁護と地域福祉を一体的に進めることを目指して策定します。

(3) 基本理念・基本目標・計画期間

地域福祉計画・地域福祉活動計画と理念を共有します。

☆ 理 念

「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり～安心できるまち 磐田～」

☆ 基本目標

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標3「自立した生活が送れる支援体制づくり」に位置づけるとともに、以下を基本目標とし、実現を目指します。

「誰ひとり取り残すことのないセーフティネットづくり」
～全ての人が制度利用できる体制～

☆ 計画期間 令和5年度～令和8年度までの4年間

2 権利擁護に関する本市の課題

成年後見制度は、権利擁護支援における重要な手段の一つですが、市民への情報提供の不足等により、制度利用が進まない現状があります。

成年後見制度の利用促進に向け、専門職三士（弁護士、司法書士、社会福祉士）と各相談機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センター）、家庭裁判所と懇談し、そこでの意見等から、成年後見制度利用促進と権利擁護推進の課題を共有します。

権利擁護の制度周知

- ・成年後見制度の申立てに必要な書類の煩雑さや制度自体の複雑さが利用を妨げている。
- ・必要な人にわかりやすく説明できる機会や場所の提供が必要。
- ・さまざまな広報媒体や組織・機関の活用と周知方法の工夫が必要。

権利擁護推進の体制整備

- ・権利擁護に関する相談窓口が多岐にわたり、どこに相談して良いのかわかりにくい。
- ・相談機関の連携の見える化が必要。
- ・相談機関を連携するコーディネート機関が必要。
- ・制度だけでは解決できない課題がある。

安心して制度利用できる環境づくり

- ・専門職に限らない市民後見人等の担い手の確保と後見人等への継続的支援が必要。
- ・不祥事報道などから制度の信頼度が薄い。
- ・申立人がいない人の制度利用の促進。
- ・経済的理由等で制度利用を諦めてしまう。

本人に寄り添った意思決定支援

- ・根本的な本人の意思決定支援ができていないか。
- ・権利擁護を地域福祉として捉えたチームサポート体制が必要。
- ・本人の総合的な利益保護の観点から、適切な後見人の選任、交代を含めた利用促進体制が必要。

3 施策の体系・主な取組・指標

(1) 権利擁護の普及啓発

① 市民に向けた成年後見制度の普及啓発の強化

- ・各種広報媒体を通じて制度の周知を進めるとともに、市民向け講演会、個別相談会、地域福祉関係の集いや交流センター等での講座などで周知を図ります。

② 関係者・関係機関に対する成年後見制度の普及啓発の強化

- ・医療福祉関係者、金融機関、民生委員児童委員や行政・ライフライン事業窓口など、意思決定支援が必要な人に関わる機会が多い関係者等への制度利用の周知を図ります。

【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
講演会・講座等実施回数		25回	25回	25回	25回	月2回程度地域講座開催
参加者数（延べ人数）		300人	300人	300人	300人	地域講座1回10人
一般相談件数（実人数）		240人	240人	240人	240人	20人/月

(2) 権利擁護推進体制の整備

① 中核機関としての成年後見支援センターの充実・整備

地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進を担い、地域連携ネットワークの強化を図るため、成年後見支援センター事業の整備を進めます。

② 地域連携ネットワークの構築

日常生活圏域では、権利擁護支援が必要な本人の状況に応じ、身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に見守るなど権利擁護の支援チームを組織します。

市圏域では、法律・福祉の専門職に限らず、金融機関やライフライン事業者など、多様な主体の参画のもと、権利擁護支援チームをサポートしたり、権利擁護の地域課題を検討し、課題解決を図ること等を目的とした成年後見制度利用促進協議会を設置します。

③ 権利擁護検討会の設置と個別検討会の運用

さまざまな生活支援の相談ケースの中で、権利擁護支援が必要なケースの検討や専門職を含めた相談、成年後見申立に係る受任調整の場として検討会を設置・運営します。個別会議から権利擁護検討会への検討体制を構築します。

【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
成年後見制度利用促進協議会の設置・運営		○	令和5年度末を目途に設置する			
権利擁護検討会の設置		○	令和5年度から成年後見支援センターが実施			
権利擁護支援チーム数（ケース数）※		10件	12件	15件	20件	協議会報告件数

(3) 安心して制度利用できる環境づくり

① 後見人等担い手の確保と信頼の確保

成年後見制度の利用の増加が見込まれる中で、社会貢献の意欲の高い市民が、新たな制度の担い手として活躍できるよう市民後見人養成事業を実施します。

また、後見制度の適正な運営のために、親族後見人や市民後見人等への研修の実施や、権利擁護支援チームによる見守り等により、トラブルの未然防止に努めます。

② 必要な人が制度利用できる体制整備

成年後見制度の申立て支援や市長申立てを行うこと、経済的に利用が困難な人のために、報酬助成等を継続することで、必要な人が制度利用できる体制を整備します。

【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
市民後見人候補者養成者数		10人	10人	10人	10人	各年度10人の修了者を確保
市長申立件数		12件	15件	18件	20件	周知拡大に伴い増加を想定
市民後見人受任者数		5人	5人	5人	5人	事業修了者の半数の移行を目標

(4) 本人に寄り添った意思決定支援

① 地域連携ネットワークによる本人支援の推進

個々に寄り添い、本人の意思を丁寧にくみ取った上で、身上保護や意思決定支援を実施できるよう、後見人等を含めた関係者の支援力を高めます。

② 権利擁護検討会議（再掲）での受任調整

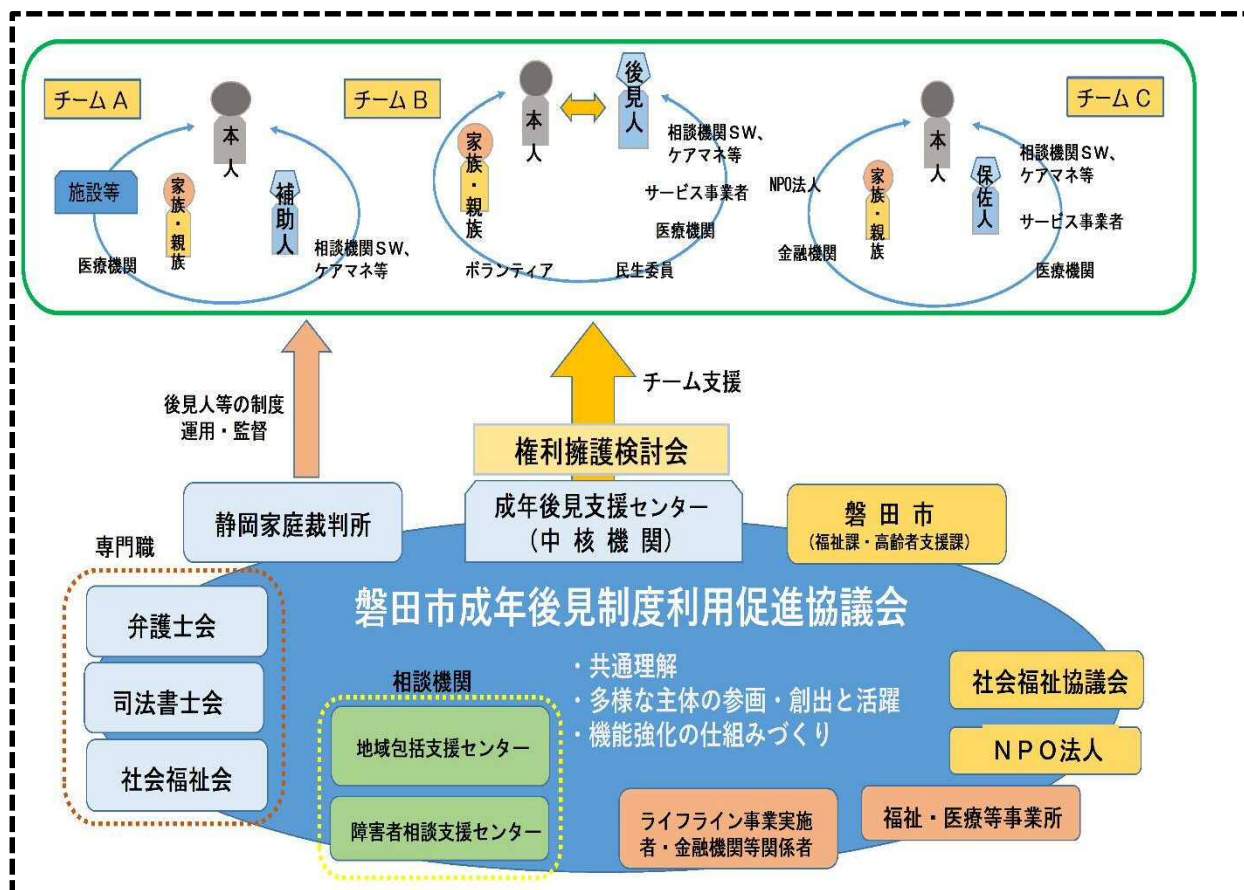
本人の状況に応じて支援方法を模索し、適切な後見人等候補者を選定する（受任調整）とともに、権利擁護支援チームで必要な対応を行っているかのモニタリングを通して、後見人等の交代を含めた検討を行います。

【主な指標】

指標	時期	R5	R6	R7	R8	目標数値の根拠等
権利擁護研修会の参加者数※		50人	50人	50人	50人	各年度50人の参加者を確保
受任調整件数		10件	12件	15件	20件	権利擁護チーム数と同様
チームモニタリング件数		—	10件	12件	15件	チームごとに実施した件数

※本市の権利擁護体制について、各相談機関、事業所、専門職が共通認識を持って一体的に取り組むための各種研修会を開催する。

■ 磐田市のチーム支援と地域連携ネットワークのイメージ



施策の方針3 安心して住みやすい生活環境の整備

関連するSDGs 3 10 11 16 17

磐田市の「いま」

- 少子化や家庭環境の変化により、育児への負担や不安を感じている人が増えており、安心して出産・子育てができる環境整備が求められている。
- デマンド型乗合タクシー*の利便性の向上や、デマンド型乗合タクシーの周知が必要となっている。

【市民の声】

- ・出産や子育てに手厚い自治体になってほしい。(市民アンケート)
- ・近くにスーパーもなく、買い物にも行けない。デマンド型乗合タクシーは使いにくいので、デマンド型乗合タクシー以外の移動手段が必要。(地域福祉懇談会)

施策の方向性

安心して子育てができるように、子育てサービスの充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人の視点に立ち、誰もが安心して暮らすことができる生活環境や、利用しやすい施設が多くある地域を目指します。

子どもからお年寄りまでが移動手段に困らず、社会参加したりすることができるようなバリアフリーのまちづくりを目指します。

市民・地域が取り組むこと

- 地域の危険箇所をチェックし、関係機関へ情報提供しましょう。
- 地域の公会堂など地域でできるバリアフリー化を進めましょう。
- ゴミ出しなど困っている人がいたら、手伝ってあげましょう。
- 買い物に行くのが困難な人がいたら、それを助ける仕組みを考えてみましょう。

行政が取り組むこと

保健師による妊娠時からの継続した寄り添い型支援や、子育て支援センターの運営などにより、子育てサービスの充実を図ります。

また、デマンド型乗合タクシーや高齢者等タクシー利用料金助成事業により、外出・移動手段の充実と確保を進めます。

公共施設のユニバーサルデザイン化などにより、利用しやすい建物等を確保します。

社協が取り組むこと

地域と連携した子育て支援として、地域団体が行う子育て支援事業(子育てサロン)等への支援を強化します。また、市の専門機関や地域づくり協議会等と連携し、子育ての不安解消のために必要な環境づくりを進めます。

外出・移動手段の充実と確保の取り組みとして、マイクロバス、福祉車両の利用促進を行います。

目標指標

指標	現状（R3）	目標値（R8）	考え方
デマンド型乗合タクシー利用者数	36,536人	45,000人	日常生活に必要な移動手段の充実と確保を進める。

行政の主な取組

施策	事業名	内容
子育てサービスの充実	こども医療費の完全無料化	乳幼児から高校生年代までの入院・通院にかかる医療費を助成し、疾病の早期発見、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図る。
	その他事業：☆子育て支援センターの運営 ☆育児サポーターの派遣* ☆寄り添い型子育て支援	
外出・移動手段の充実と確保	デマンド型乗合タクシーの運行	デマンド型乗合タクシーの運行により、日常生活に必要な移動手段の確保に努める。公共交通の利便性の向上を図るため、運行内容の見直しを検討する。
	その他事業：☆高齢者等タクシー利用料金助成 ☆自主運行バスの運行 ☆ボランティア運送など新たな公共交通体系の研究	
利用しやすい建物等の確保	公共施設のユニバーサルデザイン化	公共施設の建替えや改修時については、優先的にユニバーサルデザインへの配慮を推進する。
	その他事業：☆安全な歩行空間の確保	

市社協の主な活動（目標へのステップ）

実施項目	令和5～6年度 （ステップ1）	令和7～8年度 （ステップ2）	令和8年度末の あるべき姿
地域と連携した子育て支援	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、子育ての不安解消のために必要なことが何か検討する。また福祉団体が行う子育て支援事業（子育てサロン）等への支援を引き続き行う。児童遊び場整備事業は、新設・修繕に加えて点検費用も検討をする。	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を継続するとともに、地域づくり協議会等との連携を強化し、子育ての不安解消のための環境づくりを進める。また、子育てサロン等における多世代交流事業を進め、地域ぐるみの子育て環境につなげる。	自治会や地域づくり協議会・地区社協等と連携し、多世代交流活動を通して、地域共生社会の実現に向けた柱の中心に、子どもと子育ての支援を位置づける。

<p>外出・移動手段の充実と確保</p>	<p>マイクロバス貸出で地域活動の外出機会を支援し、マイクロバス登録運転手の安全運転管理を徹底する。福祉車両貸出では、車いす使用者の外出支援を促進し利便向上を図る。</p>	<p>自動車学校の協力を仰ぎ、マイクロバス登録運転手の安全運転をより強化する。同時に、マイクロバス、福祉車両の利用促進をより一層 PR 強化する。</p>	<p>福祉団体、ボランティアグループ、サロンが安心してマイクロバスを利用できるよう、貸出しを継続する。福祉車両は通院、外出など幅広い外出支援を継続する。</p>
----------------------	--	---	--

地域福祉あれこれ ⑤ 南御厨地域づくり協議会 公共交通の未来を考える会

南御厨地域づくり協議会は、高齢者の買い物や通院の移動手段を確保するため、住民ボランティアによる移動支援の立ち上げに乗り出しました。住民主体で地域の交通弱者の移動ニーズに対応する仕組みづくりを目指します。南御厨地区は市内でも高齢化率が高く、高齢者だけの世帯が多い一方、路線バスが通っていません。市のデマンドタクシーだけではカバーできない要望をくみ取り、だれもが生き生きと暮らせる地域づくりにつなげようと、令和5年度中の活動開始を目指して準備されています。地域づくり協議会の皆さんは、「困っている高齢者をみんなで助け合う仕組みにしていきたい」と話されています。



地域福祉あれこれ ⑥ 子育てサロン～地域みんなが子育て応援団～

子育てサロンでは、主に未就学児と保護者を対象に、地域のボランティアが遊びの広場を開催しています。地域の人や子育てをする仲間とつながることで、「孤^こ育^{いく}て」を予防する場になります。市内では20か所のサロンがあります。小・中学校区ほどの生活圏域で開催されることで、生まれたとき～保育園・幼稚園入園～小学校入学…と、地域みんなで子どもの成長を喜び、見守っていける良さがあります。福田地区の子育てサロン「あいうえお」の皆さんは、「親子遊びのきっかけや子育て仲間との出会いにつながれば嬉しいです。」と話されています。また、子育てサロン「ごんげんキッズ」の皆さんは、「ホッと一息つける時間をテーマに、向陽学府の仲間と協力して運営しています。お気軽に遊びに来てください！」とお話されています。



第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域でともに支え合い、助け合える地域共生社会を実現していくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みとともに、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながり、「協働」することが不可欠です。

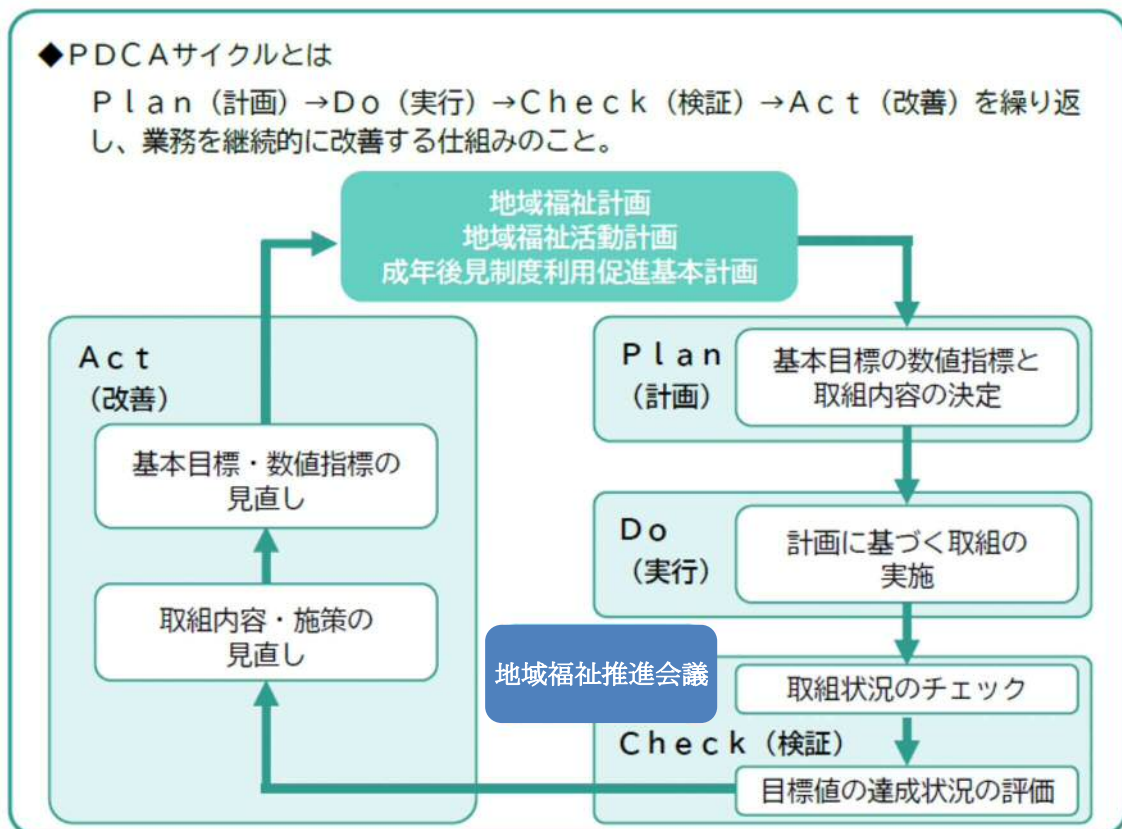
地域には、多様な福祉ニーズが存在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動する関係機関・団体、事業者、ボランティア団体やNPOなどが地域福祉の大切な担い手となります。

地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを点検・評価していくために、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。

また、住民主体の地域福祉活動が実現できるよう、住民の代表や関係機関、団体の代表者からなる「磐田市地域福祉推進会議」にて、計画の進行管理や評価、見直しを行い、地域福祉の推進につながるよう努めます。



資料編

1. 磐田市地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 磐田市は、地域福祉の推進状況の把握及び評価をするとともに、地域福祉の推進を図るため、磐田市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換及び協議する。

- (1) 磐田市地域福祉計画に関すること。
- (2) 地域福祉の推進状況の把握及び評価並びに今後の推進方法に関すること。
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定による意見の聴取に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会連合会の代表者
- (2) 地域福祉推進組織の代表者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) 社会福祉関係団体の代表者
- (6) 民間企業の代表者
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 公募により選出された者
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる推進会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則（平成19年5月30日告示第168号）

この告示は、平成19年6月7日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 25 日告示第 162 号）
この告示は、平成 23 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日告示第 115 号）
この告示は、公示の日から施行する。

2. 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議設置要綱

（設置）

第 1 条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進状況の把握及び評価をするとともに、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換及び協議する。

- （1） 磐田市地域福祉活動計画に関すること。
- （2） 地域福祉の推進状況の把握及び評価並びに今後の推進方法に関すること。
- （3） その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1） 自治会連合会の代表者
- （2） 地域福祉推進組織の代表者
- （3） ボランティア関係者
- （4） 社会福祉施設関係者
- （5） 社会福祉関係団体の代表者
- （6） 民間企業の代表者
- （7） 地域包括支援センターの職員
- （8） 公募により選出された者
- （9） 学識経験者
- （10） その他会長が必要と認めたる者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条 推進会議の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 6 月 7 日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる推進会議の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、会長が招集する。

3. 磐田市地域福祉推進会議・磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議 委員名簿

(任期：令和4年3月1日～令和6年2月29日)

No.	選出区分	所属・役職	氏名	備考
1	自治会連合会の代表者	磐田市自治会連合会 副会長	大澤 房男	
2	地域福祉推進組織の代表者	磐田市民生委員児童委員協議会 会長	鈴木 敏弘	
3	地域福祉推進組織の代表者	シニアクラブ磐田市 会長	寺田 佳弘	
4	地域福祉推進組織の代表者	地区社会福祉協議会連絡協議会 会長	高田 一良	副委員長
5	地域福祉推進組織の代表者	福祉委員会連絡協議会 会長	平野 純夫	
6	ボランティア関係者	磐田市ボランティア連絡協議会 副会長	堀家 千恵子	
7	ボランティア関係者	磐田 NPO 法人連絡会 事務局	三輪 邦子	
8	社会福祉施設関係者	介護老人福祉施設 豊田一空園 施設長	角田 征紀	
9	社会福祉関係団体の代表者	磐田市身体障害者福祉会 事務局	高橋 広行	
10	民間企業の代表者	磐田新聞販売組合 組合長	大津 正嗣	
11	地域包括支援センターの職員	豊田地域包括支援センター センター長	平井 晴久	
12	公募により選出された者	公募委員	田口 博明	
13	公募により選出された者	公募委員	平野 慎一朗	
14	公募により選出された者	公募委員	吉川 薫	
15	学識経験者	静岡福祉大学 学長	増田 樹郎	委員長

7. 用語解説

〔あ行〕

ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

いきいき百歳体操

5名以上の仲間で週1回、重りを使い、DVDの映像に合わせて行う筋力運動の体操。会場準備から片付けまで、参加者で行う住民主体の介護予防活動。

育児サポーター

育児支援者がいない妊産婦へ、訪問や相談をとおして育児支援を行う者。沐浴の介助や赤ちゃんのお世話をしたり、母の家事や仮眠中に赤ちゃんの見守りをしたり、市の幼児教室や健診、医療機関の受診時に同行する。

一時生活支援

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与などを実施すること。

磐田市社会福祉法人連絡会

磐田市内の社会福祉法人が、分野を超えたネットワークを構築し、地域ニーズを的確に受け止め、協働体制による地域づくりや課題解決に取り組む組織。

磐田市身体障害者福祉会

磐田市に在住する身体障害者手帳および戦傷病者手帳の交付を受けた者で、お互いの自立と機能回復のため、会員相互の親睦を図りながら各種行事を行っている団体。

磐田市手をつなぐ育成会

心身障がい児(者)とその保護者で構成される組織で、相談事業、研修会、親子レクリエーション活動等の事業を行い、心身障がい者の自立を援助し、その福祉の増進を図っている団体。

インクルーシブスポーツ

障がいの有無や年齢、性別、国籍等を問わず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現に向けた取組を推進する、各人の適正にあったスポーツ活動のこと。

ACP

Advance Care Planning の略称。もしものときのために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。

SNS

Social Networking Service の略称。スマートフォンやパソコン等を使って、インターネット上で利用者同士が交流できる会員制(または招待制)のサービスのこと。世界中の人と簡単にコミュニケーションが取れる仕組みであり、個人の利用に限らず企業や団体・グループ等の情報発信の道具としても使われている。

LGBTQ+

Lesbian(同性を好きになる女性)、Gay(同性を好きになる男性)、Bisexual(両方の性を好きになる人)、Transgender(からだの性と心の性が一致しない人)、Questioning(性的指向や性自認が未確定の人)、+(プラスアルファ。代表的な5つのほかのセクシュアリティ(性のあり方))の略で、セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

オンライン会議

パソコンやタブレット、スマートフォンを使って、イ

インターネット回線を使用して行う会議のこと。

〔か行〕

キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。講座をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通し、地域のリーダー役となる役割が期待されている。

緊急通報システム貸与事業

65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯など、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方に、体調の急変などの緊急時にボタンを押すだけで、警備員が駆け付け安否確認を行う通報システムを貸与する事業。専門家による医療健康相談も受けることができる。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

後見監督人

後見人が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された人のこと。

高齢者サロン

高齢者の閉じこもり予防・介護予防等を目的とし、地区単位または自治会単位で、交流センター、公会堂、老人憩いの家などを会場とし、概ね月1回以上行う地域のボランティアによる支え合い活動のこと。

子育てサロン

主に就園前の子どもと保護者の仲間づくりを目的とし、地区交流センターなどを借りて、住民が主体となって定期的に行う交流活動。

こども家庭センター

母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談

を受ける「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、全ての妊産婦・子ども・保護者を支援する支援機関のこと。

コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践のこと。

〔さ行〕

災害ボランティア

災害発生時から復興期に至るまで、被災された方の生活復旧のお手伝いを行うボランティアのこと。

災害ボランティアコーディネーター

被災された方のさまざまなニーズボランティアを結び付け、迅速・円滑に活動が行われるように、市民の立場で災害ボランティアセンターの運営に協力する市民ボランティア。

市民後見人

親族でも、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職でもないが、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民の中から、家庭裁判所によって成年後見人等として選任された方。市民という立場を活かした身近なところで活動する。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づいて地域福祉を推進するために設置する社会福祉法人。通称「しゃきょう」と呼ばれる。住民、社会福祉事業経営者や各種ボランティア、関係機関などと協力・連携し、安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指す。

社会福祉大会

市社会福祉協議会が主催となり、社会福祉の進展に功

績のあった個人・団体の表彰、地域福祉の啓発と活動推進を目的として開催する行事。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

小地域福祉ネットワーク

自治会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支援が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動。回覧板の手渡しやゴミ出しなどで顔をあわせた時に声を掛け合い、ご近所の「顔の見える関係」をつくり、異変を感じた時には民生委員・児童委員などに連絡し、適切な福祉サービス等の支援につなげる活動。

生活支援員

日常生活自立支援事業における生活支援員のこと。社会福祉協議会に雇用された職員である。事業契約者ごとに定める支援計画に基づき具体的な援助を行うとともに、生活状況を把握し事業担当職員に報告する。

生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域に不足する社会資源の創出、担い手の養成などの資源開発や支え合いの仕組みづくり、関係者間のネットワーク構築などを行うコーディネーター。

成年後見制度報酬助成

市内に住所または居所を有し、家庭裁判所により親族ではない後見人等が選任された方で、生活保護を受給している方または一定の条件を満たしている方に対して、市が後見人等への報酬の全部、または一部を助成する。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている人のこと。

〔た行〕

第1層圏域・第2層圏域

第1層圏域は、市内全域。第2層圏域は、地域づくり協議会福祉部や地区社協エリアを指す。

ダブルケア

子育てと介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

多文化共生推進プラン

多文化共生をさらに発展させることを目的に、令和4年に「第4次磐田市多文化共生推進プラン」が策定された。「国籍・民族・文化の違いを認め合い 笑顔であいさつを交わすまち 磐田」を基本理念として取り組んでいる。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るために、個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の5つの機能を持つ会議。個別の支援を行う「個別地域ケア会議」、日常生活圏域ごとに行う「小地域ケア会議」、市レベルの「市地域ケア会議」の3つの会議により構成されている。

地域づくり協議会福祉部

地域づくり協議会の中に、福祉に関する活動を組織的に展開するために設けられた専門部会。従来の地区社会福祉協議会が移行した地区や、地区社会福祉協議会を含む関係団体が参画する地区など、地区の実態にあわせた体制がつけられている。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域内で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制のこと。団塊世代全員が75歳以上となる2025年を目途に、市町村や都道府県などが中心となり、地域の実情に応じて構築することが目標とされている。

地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、高齢者の総合相談窓口として、保健、福祉、医療の連携、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う介護保険法に規定された機関。生活圏域を踏まえて設定され、市町村から委託された法人が運営する。

地区社会福祉協議会（地区社協）

概ね小学校区から中学校区の圏域で、住民の主体的な参加と協力によって身の回りの生活課題を協議し、解決のために活動する任意組織。市内では平成9年設置の岩田地区から平成25年までに全20地区で組織化され、福祉コミュニティ形成の中心的役割を果たしてきた。平成26年度から市が交流センター単位で設置を推進した「地域づくり協議会」の参加・融合する等、地区の実態にあわせて移行が進められている。

中遠地域精神保健福祉会「丹誠会」

精神障がい者とその保護者で構成される組織で、相談事業、研修会等の事業などを行い、精神障がいの自立を援助し、その福祉の増進を図っている団体

デマンド型乗合タクシー

既存のタクシー車両を活用し、自宅と決められた施設の間を予約のあった利用者を持ち合わせながら送迎する。市内全域を8つの地区に分けて運行しており、お住まいの地区で利用できる。利用には事前の登録が必要となる。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence のこと。略して「DV」とも呼ばれる。配偶者やパートナー等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる様々な形態（身体的・精神的・性的・経済的・社会的等）の暴力。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合に自力での避難が困難な人のこと。

〔な行〕

日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、福祉サービスの利用援助を基本とし日常的な金銭管理等の支援を行う事業。実施主体は都道府県社会福祉協議会および指定都市社会福祉協議会。

認知症カフェ

認知症の方やその家族が、気軽に地域住民や専門職と相互に情報共有し、お互いを理解しあう場として開催されるカフェ。地域で生活する認知症の方の不安軽減、介護者の負担軽減も目的とする。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症などにより、誤って他人の物を壊してしまうなど、日常生活の中で法律上の損害賠償責任を負った場合に、その責任を補償する保険に市が契約者となり加入する事業。

認知症サポーター

認知症に対して正しく理解し、偏見をもたず認知症の人やその家族を見守る応援者。認知症サポーター養成講座を受講した方が認知症サポーターとなる。全国の自治体で「認知症サポーターキャラバン事業」として認知症サポーターの養成が進められている。

農福連携

障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

〔は行〕

8050問題

高齢化した親がひきこもりの中高年の子を支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。

福祉委員

自治会から概ね 100 世帯に 1 人の目安で選出され、自治会役員や民生委員・児童委員、地区社協役員、地域ボランティア等と連携し、日常生活や地域活動の中で無理のない見守り支援を行う、地域福祉推進の担い手。

ほっとな地域づくり仕掛人

市社会福祉協議会が行う地域福祉推進のための人材養成講座の修了者を認定する制度。

[ま行]

見守りオレンジシール（認知症高齢者等事前登録事業）

認知症になっても安心して地域で生活できるよう、高齢者等の行方不明時の早期発見・早期対応を目的とした地域の見守り体制の整備のため、オレンジシールを配布し、認知症などで行方不明となる可能性がある方の情報を事前に登録していただく事業のこと。

民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づいて選出され、厚生労働大臣の委嘱を受け、担当地域において生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの相談支援を行い、関係行政機関に協力するなどして地域福祉の増進に努める。

[や行]

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子ども。

[ら行]

老人クラブ（福祉課）

地域における高齢者の健康づくりや介護予防をすすめるクラブ活動。在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動や、安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動にも取り組む。磐田市では、愛称を「シニアクラブ」という。

[わ行]

ワークライフバランス

仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。仕事は生活を支えるために必要なものであり、やりがいを感じさせてくれるものであるが、家族や趣味などプライベートの時間も、充実した人生を送るうえで欠かすことができないものである。ワークライフバランスとは、仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のこと。

第4次磐田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月発行

磐田市健康福祉部福祉課

〒438-0077

磐田市国府台57番地7

(iプラザ（総合健康福祉会館）3階）

TEL0538-37-4814 FAX0538-36-1635

磐田市社会福祉協議会

〒438-0077

磐田市国府台57番地7

(iプラザ（総合健康福祉会館）3階）

TEL0538-37-9617 FAX0538-37-4866